

平成29年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
2.	24	金	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針を含む） ・一部議案審議 ・陳情 		
	25	土	休 会			
	26	日	休 会			
	27	月	休 会（一般質問通告期限）			
	28	火	休 会			
3.	1	水	休 会			
	2	木	休 会			
	3	金	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3人） 		
	4	土	休 会			
	5	日	休 会			
	6	月	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会		
	7	火	常任委員会			
	8	水	常任委員会			
	9	木	休 会			
	10	金	休 会			
	11	土	休 会			
	12	日	休 会			
	13	月	休 会			
	14	火	休 会			
	15	水	休 会			
	16	木	休 会			
	17	金	休 会			
	18	土	休 会			
	19	日	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	20	月	休	会		
	21	火	休	会		
	22	水	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	23	木	休	会		
	24	金	本会議（最終日） ・常任委員長報告 ・議案審議 ・特別委員会委員長報告 ・継続審査，調査 ・閉会			

平成29年第1回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成29年 2月24日

閉会 平成29年 3月24日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案6	さつま町個人情報保護条例の一部改正について	29.2.24	29.3.24	原案可決	総務厚生
7	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
8	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
9	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
10	さつま町税条例等の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
11	さつま町公民館条例等の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
12	さつま町学童館条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
13	さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
14	さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
15	平成29年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	2委員会
16	平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
17	平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
18	平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
19	平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
20	平成29年度さつま町上水道事業会計予算	〃	〃	〃	文教経済
21	町道路線の廃止又は認定について	〃	〃		—
22	老人福祉バス購入契約の締結について	〃	〃		—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
23	さつま町職員定数条例の一部改正について	29.3.24	29.3.24	原案可決	—
24	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
25	平成28年度さつま町一般会計補正予算(第10号)	〃	〃	〃	—
26	平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	—
27	平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	—
28	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	〃	〃	〃	—
29	平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	—
30	大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について	〃	〃	可決	—
31	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	決定	—
32	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	同意	—
33	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
34	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
報告1	平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号)について	29.2.24	〃	報告済	—
2	平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	〃	—
	行財政改革対策調査特別委員会報告の件	29.3.24	〃	〃	—
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	—

平成29年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○2月24日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第 7号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 改正について （提案理由説明）	6
議案第 8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第 9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第10号 さつま町税条例等の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について （提案理由説明）	6
議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算 （提案理由説明）	6
議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 （提案理由説明）	6
議案第17号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 （提案理由説明）	6

議案第18号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第19号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第21号 町道路線の廃止又は認定について	21
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第22号 老人福祉バス購入契約の締結について	22
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号)について	23
(提案理由説明)	
報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	23
(提案理由説明)	
陳情について	24
散 会	24
○3月3日(第2日)	
一般質問表	25
会議を開催した年月日及び場所	26
出欠席議員氏名	26
出席事務局職員	26
出席説明員氏名	26
本日の会議に付した事件	27
開 議	28
一 般 質 問	28
新改 幸一議員	28
生活環境と薬物乱用防止教育について	
川口 憲男議員	33
今期における施策の成果等について	
宮之脇尚美議員	39
シルバー人材センターについて	
散 会	48
○3月6日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所	49
出欠席議員氏名	49
出席事務局職員	49
出席説明員氏名	49
本日の会議に付した事件	50

議案付託表	5 1
開 議	5 3
議案第 6 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について.....	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 10 号 さつま町税条例等の一部改正について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 11 号 さつま町公民館条例等の一部改正について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 12 号 さつま町学童館条例の一部改正について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 13 号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 14 号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 15 号 平成 29 年度さつま町一般会計予算	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 16 号 平成 29 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	6 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 17 号 平成 29 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	6 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 18 号 平成 29 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	6 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 19 号 平成 29 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	6 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 20 号 平成 29 年度さつま町上水道事業会計予算	6 2
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	6 3
○ 3 月 2 4 日 (第 4 日)	
会議を開催した年月日及び場所	6 5
出欠席議員氏名	6 5
出席事務局職員	6 5
出席説明員氏名	6 5
本日の会議に付した事件	6 6
開 議	6 7

議案第 6 号	さつま町個人情報保護条例の一部改正について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 号	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 号	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 号	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 10 号	さつま町税条例等の一部改正について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 11 号	さつま町公民館条例等の一部改正について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 12 号	さつま町学童館条例の一部改正について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 13 号	さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 14 号	さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 15 号	平成 29 年度さつま町一般会計予算	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 16 号	平成 29 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 17 号	平成 29 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 18 号	平成 29 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 19 号	平成 29 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 20 号	平成 29 年度さつま町上水道事業会計予算	6 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 23 号	さつま町職員定数条例の一部改正について	7 7
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 24 号	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	7 7
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 25 号	平成 28 年度さつま町一般会計補正予算 (第 10 号)	7 7
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 26 号	平成 28 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	7 7
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 27 号	平成 28 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	7 7

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第28号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	77
.....	
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第29号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	77
.....	
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第30号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について	86
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について	87
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第32号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	88
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第33号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	88
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第34号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	88
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号)について	90
(質疑)	
報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	90
.....	
(質疑)	
行財政改革対策調査特別委員会報告の件	90
(質疑)	
閉会中の継続審査・調査について	93
(決定)	
閉 会	94

平成29年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

平成29年2月24日

平成29年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成29年2月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	税 務 課 長	丸田 忠 君
町民環境課長	三腰 善行 君	福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課長	中村 慎一 君	健康増進課長	四位 良和 君
農 政 課 長	上野 俊市 君	企業誘致対策室長	市來 浩二 君
水道課長	岩元 義治 君	消 防 長	鱒坂 貞司郎 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君
建設課長補佐	大山 孝 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 6 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 8 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 9 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 10 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 11 号 さつま町公民館条例等の一部改正について
- 第 11 議案第 12 号 さつま町学童館条例の一部改正について
- 第 12 議案第 13 号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第 13 議案第 14 号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 15 号 平成 29 年度さつま町一般会計予算
- 第 15 議案第 16 号 平成 29 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 16 議案第 17 号 平成 29 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 17 議案第 18 号 平成 29 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 18 議案第 19 号 平成 29 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 19 議案第 20 号 平成 29 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 20 議案第 21 号 町道路線の廃止又は認定について
- 第 21 議案第 22 号 老人福祉バス購入契約の締結について
- 第 22 報告第 1 号 平成 28 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第 2 号) について
- 第 23 報告第 2 号 平成 29 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 24 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成29年第1回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長及び教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、木下敬子議員及び3番、宮之脇尚美議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月24日までの29日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの29日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。

平成29年2月8日、第68回全国町村議会議長会定期総会が、東京都の全国町村議員会館で開催され、平成28年度全国自治功労者表彰を初めとする各種表彰があり、来賓祝辞に引き続き、平成28年の各種事業計画に基づいた会務報告がなされました。

また、平成29年2月21日、鹿児島県町村議会議長会の第68回定期総会が、鹿児島市において開催されました。総会では、会長挨拶、来賓祝辞の後、鹿児島県町村議会議長会表彰並びに全国町村議長会表彰の伝達が行われました。その後、平成27年度決算、平成29年度事業計画案及び予算案が提案され、審議の結果、全会一致で承認並びに可決されました。

さらに、住民の代表機関であり、町村の最終意思決定を担う議会としても、その責任を深く自覚するとともに、近年の町村を取り巻く環境を鑑み、地域における課題克服に向けて、地方創生の推進を初めとする11項目の事項について、総力を結集して実現を期するための決議がなされました。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体等の監査結果報告がありましたので印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところではありますが、この中で、12月の11日の第2回町農業振興大会に関する事項、12月18日の川内川サミット、1月26日の北薩空港幹線道路、国道328号、川内川環境整備に係る九州地方整備局長要望活動、2月1日のかわまちづくり全国会議、2月2日から3日のトップセールス並びに北と南のコラボイベントにつきまして、補足して御報告をいたします。

まず、12月11日に開催いたしました第2回町農業振興大会についてであります。この大会は、町内の農林業の関係機関、団体の共催により開催したもので、農林業を取り巻く情勢が、農業者の高齢化や担い手の減少などに加え、農産物の消費低迷、資材等の高騰などによりまして、厳しい環境下にあることから、大会を期に、農林業家等の生産意欲を喚起し、本町の農林業の振興を図ろうとするもので、3年ごとに開催をし、今大会が2回目となったところであります。

大会におきましては、約450名の参加のもと、優秀農林家として長年にわたり功績のあった方々の表彰、薩摩中央高等学校の生徒による事例発表に加えまして、島根県の中山間地域研究センターの藤山功研究統括官から、「田園回帰1%戦略、地元にと仕事を取り戻す」と題しまして、当地域でも抱える課題等について、大変有意義なお話をいただいたところであります。

今後におきましても、農林業者と関係機関、団体が連携を密にいたしまして、本町の農林業の振興・発展につながるよう努力をしまいたいと考えております。

次に、12月18日に行われました川内川のサミットについてであります。平成18年7月の未曾有の大水害から10年が経ちまして、安全で安心な、この魅力ある川内川を次世代の子供たちへどのように伝えていくかを、九州大学の小松名誉教授をコーディネーターに迎えて、佐藤九州地方整備局河川部長、坂元川内川河川事務所長、川野鶴田ダム管理所長、川内川沿線の3市2町の首長で意見交換を行いました。防災減災に係るハード対策とソフト対策を流域一帯の取り組みとして今後も継続発展させ、安全安心なこの川内川を次世代の方へ引き継いでいくことを確認いたしましたところであります。

次に、1月26日に実施をいたしました北薩空港幹線道路、国道328号、川内川の環境整備に係る九州地方整備局長要望活動についてであります。

道路関係につきましては、私が会長を仰せつかっておりますので、この北薩空港幹線道路整備促進期成会と328号の関係につきまして、それぞれ要望を行ったところでありますが、空港幹線道路につきましては、整備区間の指定を受けております泊野道路、広瀬道路、昨年4月、事業化を決定をいただきました阿久根高尾野道路の早期整備、広瀬道路から、また泊野道路間の早期事業化に向けての要望と、それから328号につきましては、県道の小山田谷山線へ通じる国道の3号交差点までの、このバイパスの建設の要望を引き続き行ったところであります。

河川の関係におきましては、本町における川内川水系のかわまちづくりの推進、鶴田ダムの再

開発事業の早期完成と大鶴ゆうゆう館の改築に伴います川内川治水の歴史紹介展示施設への、この支援につきまして、小平田九州整備地方局長を初め、土井道路部長、佐藤河川部長、木村企画調整官と直接面談し、要望を行ってきたところであります。

次に、2月1日に東京都永田町で開催されましたかわまちづくり全国会議についてであります。

国土交通省水管理国道保全局主催によります、全国でも特に活発に活動を行っている市町村の首長が16名お集まりいただいたところでありますが、かわまちづくりへの取り組み状況、あるいはこのいろんな課題等について意見交換が行われました。

九州代表としまして、この川内川水系一体となったこのかわまちづくり計画について報告を行いまして、予算の確保についてお願いをいたしてきたところであります。

かわまちづくり全国会議におきましては、先進的なかわまちづくり活動の事例としまして、新潟市と岡山市の取り組み状況が紹介をされました。他市町村の現状とか、あるいはこの課題を共有できたことについては、これまで、またこれから、このかわまちづくりに取り組む我が流域としましても大変参考になったところがございます。

最後に、2月2日から3日にかけて実施をいたしましたトップセールス並びに北と南のコラボイベントについてであります。

まず、トップセールスについてでありますけれども、2月2日におきましては、JA北さつまの永福組合長以下、JA職員並びに町の関係職員と、東京の築地市場の東京シティ青果株式会社を訪問をいたしまして、野菜の第三部の齋藤部長を初めとしまして、県の経済連の東京営業所、県の東京事務所職員と本町の農産物の取り扱い状況、あるいは市場での課題等について意見交換を行ったところであります。

この中で、本町のタケノコにつきましては、品質的に高い評価を市場でも受けているというようなことでありまして、引き合いも強くなっているというようなことで、数量的にももっとふやしてほしいと、そういう安定した出荷が要請をされたところであります。

また、キンカンにつきましても同様の意見が出されるなど、市場関係者の生の声を聞くことができ、有意義な会議となったところであります。翌3日の早朝には、築地市場でせりの開始前に、それぞれの仲買人に対しまして、開運キンカンの試食をしていただきますとともに、永福組合長とトップセールスで本町のPRを行ったところがございます。市場の関係者からは、非常に甘みがあると、おいしいということで好評をいただきました。

このたびのトップセールスによりまして、直接本町産の農産物に対する評価と期待の大きさを感じた次第でございます。引き続き、品質並びに生産性の向上と産地の拡大を図ってまいりたいと意を強くいたしたところであります。

次に、コラボイベントについてであります。本町と友好交流協定を締結しております青森県鶴田町が、昨年度から実施をしております東京駅の駅前の地下道通路がございますけれども、そこでのイベントに協同する形で、町の認定・認知度を高める観光とか特産品のPRを、ことしから一緒に行ったところであります。両町の友好交流をより深めるためにも、非常に有意義な取り組みだったと思っていますところであります。

今回は、JA北さつまの全面協力をいただきまして、早掘りタケノコと開運キンカンを前面に押し出しまして試食販売を行ったところであります。

また、株式会社ソラシドエアと共同で観光ブースの出店をいたしたところであります。北と南のコラボということで、その様子が翌日の新聞にも紹介されておりましたが、終盤には相川町長を初め、鶴田町の皆さんも一緒になって販売の応援もしていただきまして、大変ありがたく思った次第でございます。

以上で町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第6「議案第7号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第7「議案第8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第10号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第10「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」、日程第11「議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第12「議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」、日程第13「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」、日程第14「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」、日程第15「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第16「議案第17号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第17「議案第18号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第18「議案第19号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第19「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から日程第19「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」まで、以上議案の15件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成29年度の施政方針の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

平成29年3月議会の定例会が開催をされ、平成29年度予算並びにその他の諸議案を御審議いただくに当たり、これまでの町政運営と町予算の概要を御説明申し上げます。

平成21年4月、町民の皆様の力強い、温かいこの御支持をいただきまして、町長の重責を担うこととなりましてから、早くも2期8年の締めくくりを迎えようとしております。

この間、マニフェストとして掲げました3つの姿勢、4本柱の戦略宣言のもと、決断と実行、リーダーシップを発揮しながら、町民の皆様が夢と希望の持てる元気なまちの実現に、全身全霊を傾注してまいりました。

これまで、町議会を初め関係機関、町民の皆様の御理解と御協力により、諸課題に適時適切に対応し、おおむね順調に町政運営が図られ、お示しましたマニフェストの各分野の事務事業もおおむね順調に推移しているところでございます。

振り返りますと、就任直後におきましては、民主党政権の誕生とこれによる政策の転換、紆余曲折を経ながらの自民政権の復権など歴史的な政変がありました。経済的には、バブル崩壊後のデフレ、円高、株安など、暗くて長いトンネルの中、失われた20年と言われるような経済情勢の中での町政運営の期間でもありました。

また、国道に目を向けますと、平成23年の東日本大震災とこれに伴う福島原発の事故と、それに端を発しての川内原発の再稼働問題、昨年4月の熊本地震を初め、毎年度国内の各地で発生している異常気象等により、大規模な自然災害の発生で予断のない状況でもありました。

一方、国際的にも、隣国との領土問題に起因する緊張感を初め、EU欧州連合からのイギリスの離脱やアメリカ合衆国大統領の交代など保護主義社会のもとで、私たちを取り巻く環境は、地球規模で、激動と変革の流れの中で先行き不透明な予測の難しい局面に置かれていると感じているところであります。

本町内部に目を向けますと、平成18年豪雨災害から、国・県の河川激特事業のハード面の復旧・復興が成し遂げられ、また平成29年度をもって、鶴田ダムの再開発事業も完成の段階に来ております。

今後は、ソフト面も合わせた安全・安心のまちづくりとともに、これからインフラツーリズムの観光交流拠点として、流域市町との連携を初め、新たなこの枠組みによるかわまちづくり事業、DMO事業などの導入を進めているところであります。

また、平成27年度におきましては、合併10周年を記念する各種イベントを意義深く実施できましたことは、次代に向けての、さらに飛躍する大きな足がかりとなったと思っております。

また、さつま町が未来に向けて進むべき道、あるべき姿を描いた第2次総合振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略プランの策定などにも取り組み、新たなステップへと歩み始めたところであります。

さて、私がこの2期8年の町政運営を進めるに当たりましては、マニフェストにより、4本柱の戦略目標をお示ししてまいりましたが、それを振り返り、それぞれの自己評価の概要を申し上げます。

まず、元気の出る農林商工業の町への取り組みであります。

さつま町の農林業関係機関団体とさつま町農林業振興連絡会議を設置をいたしまして、本町の総合的な農林業振興方策の検討を協議してまいりました。

これは、農林業振興プロデューサーの設置により、関係団体の連携がより深まり、統一した事業推進に寄与してきたと考えております。農業従事者の高齢化の進行に対応するため、人・農地プランにより、認定農業者・新規就農者の掘り起こし、集落営農と多様な担い手の確保に努めてまいりました。

薩摩のさつまブランド確立については、推進協議会の充実を図りながら、主に都市圏におきまして、JA北さつまと一体となったトップセールスに努めたところであり、各地域での特産品の認知度も高まったと思っております。

さつま牛の産地育成対策につきましては、優良雌牛等の保留・導入等を通しまして、産地づくりに努めてまいりましたが、本町の薩摩中央家畜場におきましては、全国から購買者が来場され、国内トップクラスの取引市場となっているところであります。

さつま西郷梅を初めとする優れた農産物の6次産業化による特産品づくりについては、加工セ

ンターの施設整備や農産加工技術の習得の機会を継続しながら、農産加工懇話会の設立や、新商品の開発とともにPR・販売促進に取り組んでまいりました。

さつまタケノコの一大産地形成を図る竹林改良につきましては、県単事業と組み合わせた竹林改良や管理の整備が促進されるとともに、パルプ用材の買い取り単価助成によりまして、林家の意欲が高まり、早堀りタケノコの産地形成の継続につながってきているところであります。山林の活性化を推進するため、除間伐補助事業の町単上乘せも実施してまいりました。

有害鳥獣対策強化による農作物の被害防止については、専門部署の新規設置や有害鳥獣被害防止計画を策定しながら、捕獲事業や電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置を推進し、対策に積極的に取り組んでまいりました。

商工業の振興については、商工会と連携したプレミアム商品券、年2回の発行や小売業の店舗整備、空き店舗対策、新規参入者対策、歳末感謝セール等の支援を行い、地元購買力の向上に努めてまいりました。また、旅館業等の施設整備事業や商店街の街路灯の環境整備を推進してまいりました。

企業誘致活動については、県と一体となった首都圏・関西圏での企業情報交換や既存立地企業相互の連携や本社訪問などを実施いたしまして、これまで新規3社と既存企業の規模拡大13社との立地協定を行い、雇用の確保に取り組んでまいりました。

次に、子供やお年寄りが安心して暮らせる町への取り組みであります。子供を生み育てやすい環境づくりのため、保育料の軽減については、国基準の階層より区分を細分化しまして保育料を算定し、現在では第一子1割軽減、第二子5割軽減、第三子以降10割の軽減の助成率に拡充をいたしてまいりました。

予防ワクチン接種費用の助成については、任意の予防接種について県内でもトップクラスの対象接種を拡充してまいりました。不妊に悩む方へのコウノトリ支援事業にも取り組み、妊娠実績も出てきております。

また、子供の医療費助成については、従来の対象年齢を乳幼児から中学生まで拡充してまいりました。子供の虫歯予防対策として、保育園・幼稚園の園児から小学校全校児童を対象にフッ化物洗口を県内で初めて実施し、評価を受け、昨年は県歯科医師会からの荣誉ある歯科保健文化賞を受賞いたしました。

さらに、丁寧な子育てのための発達障害児の療育施設の民間設置と支援とともに、福祉サービスの各メニューへの助成を行い、支援体制に努めてまいりました。

また、不登校や問題行動等の課題を抱える児童生徒向けの対策としまして、文化センター内に適応指導教室を開設いたしましたほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置をいたしまして、家庭への支援や教育相談も進めてまいりました。

学校施設の安全対策としまして、耐震化率100%を達成するとともに、登下校時の安全対策のため、スクールゾーンの設置やスクールガードリーダーを配置してまいりました。

このように、子育てをするならさつま町を合言葉に、その他の助成事業とも合わせた各種の施策として、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、共働き世帯に対応して学童保育の学童館も増設し、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいりました。

元気高齢者増加対策については、高齢者生き生きサロン等を利用しての、介護予防教室の開催や、元気度アップポイント事業、ころばん体操の導入による運動機能の向上対策などを進め、70歳以上の方については、肺炎球菌ワクチンの費用助成を行うことで、発病等の抑制に努めてまいりました。

また、地域公共交通体系の整備を行いまして、これまでの公共交通空白地帯の解消を図り、高

齢者等の通院や買い物の利便性に努めてまいりました。

健康づくりについては、健康づくり推進の町を宣言をいたしまして、各種の健診、訪問指導、健康相談、健康教育等を充実し、健康寿命の延伸に努めてまいりました。特定健診の受診率70%という高い数値を目標に掲げて取り組み、これを達成し、その後の受診者への保健指導等にも努めております。

平成27年度におきましては、特定健診受診率72%、特定保健指導終了率71.3%と、いずれも県内トップの成果を収めることができました。合わせて健康づくりポイント制度を導入し、自分の健康は自分で守るという健康づくりへの意識づけや啓発活動も進め、これらの運動も定着してきたところであります。

地域医療の確保については、薩摩郡医師会病院と連携し、医師確保対策や救急医療運営の支援に努めてまいりました。

次に、ふれあいのある生き生きとした住みたいまちへの取り組みであります。

交流人口増加対策につきましては、イメージキャラクターさつまるちゃんの作成をいたしましてのテレビ出演や県内外へのイベントへの参加など、情報発信を積極的に行い、町のPRに努めてまいりました。

特に、合併10周年記念事業におけるゆるキャラフェスタ、郷土芸能祭等におきましては、来場者が会場にあふれんばかりの、これまでにない大盛況となったところであります。

また、平成27年度から実施をいたしておりますソラシドエアの航空機ラッピング事業で、ひっ翔べ！さつま号を運行をいたしまして、1月現在で1,919回運航し、23万4,079名の方が搭乗され、さつま町のPR紙や機内紙ソラタネの広告等をごらんをいただいております。

特に、ソラタネの3月号におきましては、表紙を含め14ページの特集記事が掲載される予定であります。このほか本町にゆかりのある著名人等に委嘱しております観光夢大師やかぐや姫などとの連携による、各地での観光物産展等でのトップセールスを実施をいたしまして、広く町のPRに努めてまいりました。

また、町民の皆様が、自分の町に自信と誇りを持って観光客等におもてなしの心で接していただくよう、我が町を知るツアーを実施をいたしまして、これも大変好評をいただいております。

コンベンションタウン推進事業におきましては、関係機関と連携しながら、県内外から各種スポーツ等の誘致活動を行い、連休や長期休業中を利用しての合宿が開催されております。

また、各地区の活性化計画推進への支援や、任意の団体が行う各種イベントへの支援も進めてまいりましたが、これらの計画に基づくそれぞれのイベントは、県内外からの観光客誘致とともに、交流人口の増加に大きく寄与し、町の活性化につながってきております。

男女共同参画社会の実現のため、女性いきいき推進会議を設置をいたしまして、また町女性団体と語る会を行って、女性の意見を町政に反映する努力をしてまいりました。

読書活動については、県内で初めての子供図書館の設置と学校図書館の蔵書充実とともに、子供読書フェスティバル等を行い、その推進に努めてまいりました。

県立北薩広域公園の整備については、県に対して、園内施設等の充実や全体の早期完成について、毎年、要望を行ってまいりましたが、28年度におきましては、のびのびゾーンが供用開始になりますとともに、最後に残されております歴史ゾーンにつきましても、継続して整備される基本的な計画が示されたところであります。

再生可能エネルギーの取り組みとしまして、民間資金により、旧宮之城中学校跡、旧山崎駅跡、薩摩工業団地跡等に太陽光発電施設が設置をされまして、自然エネルギーの創出に努めたところであります。

北薩空港幹線道路につきましては、積極的な国への要望活動の成果によりまして、泊野道路とともに、広瀬道路におきましても継続して予算の確保がなされ、工事が進められております。

また、阿久根高尾野道路も新規に事業化をされました。町の均衡ある発展と定住対策のために創設をいたしました周辺地域対策事業におきましては、町外からの移住と町内転居なども含めまして、定住と移住支援へつながってきておるところであります。

住みやすい住環境の整備としまして創設しました住宅リフォーム支援事業や、危険廃屋解体撤去補助事業につきましては、既存住宅の長寿命化や防災住環境の整備が図られ、町民はもとより町内関係事業者の支援にもつながり、大変好評をいただいているところでありまして、新たにこれについては条例化もいたしましたところであります。

次に、財政健全化による安定した行政サービスのまちの取り組みにつきましては、第2次行政改革大綱及び第3次行革大綱を初め、関係の具体的な推進計画の実施により、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの主要財政指標は順調に改善をしております。

また、定員管理適正化計画につきましても、定員の削減を含めた目標が計画通り推移しており、合わせて次代の変化に即応した行政組織の改善につきましても、必要に応じての見直しを進めるとともに、職員の資質向上のための自主研修制度や、国や県等の機関とのこの人事交流、職員派遣にも取り組んでまいったところであります。

また、今後の行革の大きな柱となります公共施設の維持管理につきましては、公共施設等総合管理計画の策定を進めておりまして、今後の公共施設のあり方を含めて見直しの準備を進めているところであります。

以上、マニフェストの主要項目について、その概要を申し述べましたが、日本全体が人口減少社会に入り、本町におきましても人口減少に歯どめがかかっていない現状にあり、地方創生のためにオールさつまで取り組まなければならない大きな課題であると認識を新たにしております。

平成29年度予算については、町長、町議会議員選挙の年度でありますことから、基本的には骨格予算といたしまして位置づけながら編成作業に当たりました。

しかしながら、町民生活への影響等も考慮し、政策的なものや新規の事務事業を除きまして、直接経費や経常経費を初め、ただいま申し述べましたマニフェストにより進めてまいりました継続事業等を中心に編成をいたしましたところであります。

それでは、本年度の主な事業や推進方策について、御説明を申し上げます。

まず、ひとふれあうさつまを目指してということで、まず第一に、まちぐるみで育もう子供の笑顔が輝くまちであります。

少子化、核家族化の進行によりまして、国の少子化社会対策要綱や、子供の貧困対策大綱などに妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点の整備を図ることが位置づけられ、児童福祉法、児童虐待防止法、母子保健法が昨年改正されました。

これらに対応するため、相談受付、助言、情報提供を行える切れ目のない支援体制を構築してまいります。

子育てに関します計画的行政推進につきましては、子ども子育て支援法に基づく、さつま町子ども子育て支援事業計画の3年目ですが、さらに事業内容を充実させる必要があることから、計画の見直しを図ることといたします。

具体的には、児童が放課後等に安心して利用できる放課後児童クラブ数の拡充が求められておりますことから、新たな学童保育施設を開設し、受け入れ体制づくりをさらに進めてまいります。特別保育事業であります障害児保育につきましては、障害を持つ児童を受け入れている保育所

に対する支援を町単独で進めておりますが、引き続き実施をしております。

発達に偏りのある幼児や児童に対する支援体制については、引き続き子育てに関する個別ニーズを把握するとともに、教育・保育関係者と保護者との情報共有を深めながら、相談に対応する支援機関との連携に努めてまいります。

さつま町の子育てに関します情報発信については、ガイドブックを作成して周知啓発をしております。出産後、授乳がうまくいかない、赤ちゃんの世話の仕方がわからないなど不安を抱える産婦を対象に、安心して出産育児ができるよう引き続き支援をしております。

また、将来の母親・父親になる児童に対し、全ての小学校で命を育む授業を開催し、町ぐるみで子育て応援をいたします。

教育の推進については、本町の教育振興に関する目標や施策の方針を定めたさつま町教育大綱に基づきまして、教育における社会全体の連携の強化及び一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現を進め、本町の教育、学術及び文化の着実な振興を図ってまいります。

学校は、子供たちにとって1日の大半を過ごす学習生活の場でありますことから、その環境整備に当たりましては、豊かな人間性を育む潤いのある空間としまして、また国の教育制度改革の動向等を見極め、本町の児童生徒が時代の変化や社会の要請等に対応できるよう、安全で安心して学ぶための安全対策並びに教育環境の充実に努めてまいります。

小中学校のトイレについては、児童生徒の生活の実態に即し、洋式化を計画的に進めますとともに、学校施設の災害避難所に指定している箇所につきましても洋式化への取り組みを進めてまいります。

学校規模の適正化につきましては、2年目となる第1次再編小学校の円滑な学校運営を引き続き図ってまいりますとともに、平成31年4月の再編による中学校の開校に向け、校舎増築工事を初めとする施設環境整備や再編準備委員会での協議を踏まえた準備を進めてまいります。

また、第2次学校再編計画案につきましても引き続き取り組みを進めてまいります。児童生徒の健康管理については、関係法令に基づき、毎年実施する健康診断を初め、歯と口腔の健康事業によりますフッ化物洗口の取り組みを継続し、将来にわたっての重大疾病の早期発見・予防に努めてまいります。

また、近年の情報化の進展やグローバル化社会へのニーズを踏まえ、ICTを活用した学習環境の整備を計画的に図り、そのさまざまな情報をもとに、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を目指してまいります。

家庭教育の充実が、児童生徒の健全な育成には欠かせないという観点から、早寝早起き朝ごはんの運動の推進を初め、整った生活のリズムや学習に対する心構え、身構え及び家庭学習の内容等について一斉指導を行い、これまで以上に家庭との十分な意思疎通、連携強化を図ってまいります。

また、個に応じた生徒指導や体力の向上、道徳教育の充実を図り、たくましく志の高い児童生徒の育成にも努めてまいります。

地域人材や資源、産業、伝統文化を生かした教育活動に積極的に取り組むため、学校応援団の活用やさつま学等の推進を図るとともに、昨年度製作しましたさつまかるたの活用を図るなど、郷土のよさを知る学習の機会を創出してまいります。

学校の給食については、児童生徒に安心安全で魅力ある給食を提供するため、施設・設備の適正管理及び衛生管理の徹底に努めるとともに、地元農産物等の利用促進に努め、調和のとれた献立や季節料理、郷土料理等の提供に努めてまいります。

また、食に関する情報を提供し、学校家庭と連携した食育の推進に努めてまいります。地元産

の農畜産物あるいはこの加工品を活用し、交流給食も引き続き実施しまして、食を通じた地域の連携に努めてまいります。

第2に、希望に満ちて生涯をいきいきと暮らせるまちであります。高齢社会を地域社会で支える地域包括ケアの推進や、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすためのサービス提供の基盤となります。第7次高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画に基づく各種高齢者福祉サービスを推進します。あわせまして、平成30年度からの運営に係る第7期の事業計画策定を進めてまいります。

また、高齢者等の見守り、支え合いを強化するための地域見守りネットワーク支援事業や、町内事業所等の協力によります高齢者等見守り活動事業、公民館組織による福祉部の設置を引き続き推進するとともに、認知症高齢者SOSネットワーク事業の普及を図ってまいります。

元気な里づくり支援事業については、地域支え合い推進員を中心に、在宅支援アドバイザーと健康づくり推進委員の統合に向けて、活動の一元化を図りながら、地域での高齢者による地域福祉活動を推進し、高齢者の生きがいづくり等の拡充に努めてまいります。

次に、障がい者福祉であります。障がい者に対する計画的なサービス提供の基盤であります。第4期障害福祉計画に基づく各種障害福祉サービスを提供してまいります。

地域生活支援事業であります。理解促進研修啓発や自発的活動支援、手話奉仕員養成などの事業継続に加えまして、障がいを理由とする差別や偏見の解消を推進するとともに、障がい者の日常生活と社会生活を総合的に支援するため、相談窓口体制の強化を図ってまいります。

また、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めるとともに、制度間で谷間のないサービスの提供や、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などに努めてまいります。

事業スタート後6年目を迎えます健康さつまポイント事業につきましては、応募者へのアンケート調査などを実施しながら、さらに町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを支援してまいります。

地域医療の確保については、県や周辺市町を初め、関係機関と連携を図り、医療体制の充実に努めてまいります。

第3に、ともに認め合い支え合うまちであります。

同和問題を初め、障がい者、女性、子供、高齢者などあらゆる多様性を認め合う社会を、町民的課題として、人権啓発に積極的に努め、誰もが対等な一員として支え合って暮らし、一人一人が力を発揮して元気に活躍できるユニバーサル社会の実現に努めてまいります。

また、国際交流に対応できる人材を育成するために、各小中学校において、ALTを活用した英語や外国語活動の授業、外国の文化や習慣等に興味関心を持ち、異文化への理解を深める国際理解教育の推進に努めてまいります。

さらに、友好交流協定を結んでいる中種子町と青森県鶴田町につきましては、青少年交流や経済交流を通じ、教育文化、経済、観光などの相互の多面的な交流に取り組みを進めます。

第4に、安全安心の場を広げるまちであります。

交通防犯対策については、計画的な交通安全施設の整備を行うほか、地元警察署や関係機関等と連携しながら、引き続き、機会を捉えての啓発活動に取り組んでまいります。

また、防災に関しましては、各防災組織における有効な活用がなされるようソフト面を重視した取り組みを進めてまいります。

町の防災行政無線整備につきましては、既に工事に着手いたしておりますが、事業者と連携して、町内全世帯をカバーできる環境整備を目指して事業を推進してまいります。

また、年々悪質巧妙化する訪問販売等の消費者被害防止と、被害にあった場合の相談業務の充

実を図り、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

消防団体制の強化につきましては、少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団員の確保が困難になってきておりますことから、新たな団員確保や消防災害支援隊の充実強化を図り、地域の消防力の向上に努めてまいります。

また、女性消防団員の登用及び消防団の組織再編を推進してまいります。さらに消防団施設及び資機材等の年次的な更新を図り、消防団活動の一層の充実強化に努めてまいります。

さつま町の防災拠点施設としましての消防本部庁舎は機能の維持・向上を図るため、昨年度に引き続き改修工事を行うとともに、消防車両及び資機材等の年次的な更新整備を進めてまいります。

救急業務は救命効果を高めるため、町民への応急手当の普及啓発をより一層推進するとともに、救急業務における医療行為の処置拡大に対応できる救急救命士の要請に努めます。

また、ドクターヘリ等を活用した広域搬送体制の確立と合わせて、町内医療機関との連携強化に努めてまいります。

次に、まちにぎわうさつまを目指して、第一に、価値ある資源を活かされるまちであります。本町の基幹産業であります農林業を取り巻く情勢は、農業就業者の高齢化や後継者及び担い手の減少によりまして、未作付地や耕作放棄地の増加が進み、農村地域の環境が悪化してきている状況にあります。

また、アメリカのTPP協定からの離脱によりまして、新たな貿易体制を求められることが予想されることなど、不透明さが増してきているなど、これからの地域を支える農業・農村をいかに維持・存続していくかが喫緊の課題となっています。

このような中、国では攻めの農林水産業を進めるため、担い手の育成と農地集積や施設整備等によります規模拡大並びに収益力、生産基盤の強化による国際競争力の強化対策などを進めてきております。町としましても農業者が夢と希望の持てる強い農業の実現に向けて、国・県の施策等を活用するとともに、町単独事業によります積極的な取り組みを進めてまいります。また、さつま町農林業連絡会議のもと、町内の農林業関係機関・団体が共有認識を持ち、連携を深めながら本町の農林業振興に努めてまいります。

また、中山間地域等直接支払制度につきましては、第4期対策として引き続き当制度を有効活用し、農業生産の維持を通して多面的な機能の確保と地域の活性化を図るための支援を行ってまいります。水田・畑地農業対策については、国の経営所得安定対策制度の利用促進を図り、引き続き農業者の所得安定化対策に努めてまいります。本町のすぐれたこの農産物については、他の作目と同様に生産物の減少が進んでいることから、産地としての維持・拡大を図るとともに、新技術の導入などによる生産性の向上と農家所得の向上を目指した地域特産品の6次産業化も推進してまいります。

また、農産物加工、流通及び販売等の支援を行うとともに、地域特産品を使った新商品開発や企業とのネットワークを活用した農産物の販路開拓に努めてまいります。

また、JA北さつまと連携し、「薩摩のさつま」のブランド確立を図るとともに、販売戦略を推進してまいります。

本町の基幹作目であります畜産につきましては、飼養頭数の減少には一定の歯どめがかかったものの、飼養農家数は減少してきておりますことから、畜産クラスター事業の導入など、引き続き生産者、関係機関・団体が一体となって畜産振興に努めてまいります。

中でも、肉用牛については、薩摩中央家畜市場の子牛取引価格が全国トップクラスを維持していることから、今後におきましても、優良雌牛の保留導入事業等による増頭対策を推進し、子牛

生産地の維持・拡大を図りながら、さつま牛としての銘柄確立に努めてまいります。また、今年度は5年ごとに開催されます第11回全国和牛能力共進会が宮城県で予定されますことから、本町からの出品と上位入賞に向けた取り組みを進めてまいります。

鳥獣被害対策については、引き続き国・県の事業を活用しまして、防護柵の設置や被害防止計画に基づき被害防止施策を推進してまいります。

今年度から鳥獣被害対策実施隊に新たに民間隊員を加えまして、対象鳥獣の捕獲や追い払い等を行うとともに、引き続き国・県の事業を活用して、防護柵の設置や被害防止計画に基づく対策を推進してまいります。また、被害防止に当たっては、地域ぐるみの対策が重要でありますことから、機会を捉えながら啓発活動にも努めてまいります。

次に、継続的な農業を実現するために、関係機関との連携を図り新規就農者の掘り起こしを進めるとともに農業後継者や集落営農組織等の地域の担い手の確保に努めてまいります。特に、地域農業を支える認定農業者等の育成を図るため、農業用機械等の購入支援を行うとともに農地中間管理事業を推進し、農地の集積に積極的に取り組んでまいります。

また、現在作成しております19の区公民館の人・農地プランについては、見直しを推進し、認定農家等の地域の担い手への農地の集積を図り、地域農業の継続と優良農地の維持に取り組んでまいります。農業基盤の整備ではありますが、本年度は県営事業により中山間地域総合整備事業ほか4事業で9地区を実施してまいります。

次に林業関係であります。農林水産業・地域の活力創造プラン等の方向性を踏まえ、林業の成長産業化の実現に向けまして、本年度も集約的な森林施業や効率的な路網整備を進めるとともに、森林資源の循環を図るため再生林を推進し公益的機能の維持・継続に努めてまいります。また、竹林改良等のよりよい支援を通して、「さつまたけのこ」の生産拡大を図り竹の産地づくりを進めてまいります。

次に、商工業振興については、町内商業の活性化と消費拡大を図るため引き続き、プレミアム商品券発行事業と歳末感謝セール事業に対して助成を行うほか、店舗整備事業、新規参入事業についても支援内容を拡充し、商工業の振興を図ってまいります。

観光振興につきましては、伊佐市と連携して設立したDMO組織「株式会社やさしいまち」の情報発信・プロモーション事業と連携し、川内川を中心に鶴田ダムや曾木の滝、ホテル舟、良質な泉質を誇る温泉、ガラス工芸など、地域の豊富な資源を組み合わせた観光メニューづくりと、SNS等を活用した情報発信とプロモーションを展開してまいります。また、平成30年のNHK大河ドラマ「西郷どん」に向けた新たな観光素材の掘り起こしに取り組んでまいります。

次に、若者の就業の場を確保するため、引き続きトップセールスによる企業訪問やハローワークなどとの密接な連携、情報共有を図りながら、積極的な企業誘致活動に取り組んでまいります。

移住・定住促進策については、昨年11月から着任した地域おこし協力隊を中心に、移住者目線でのこの情報を発信してまいります。

第2に、「さつま学の推進による人間性豊かなまち」であります。

社会教育については、家庭が教育の出発点である等の認識のもと、「さつまの日」の活用や社会教育委員の会議などの協議等を踏まえながら、原点であります家庭教育の支援・充実を図ってまいります。また、青少年育成町民会議を中心に各種団体との連携を図り、さつまふるさと体験塾による中種子町、鶴田町との青少年交流活動や親子での体験活動を通して、郷土に対する愛着や生きる力を醸成し、青少年の健全育成に努めてまいります。

町民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めていくために、幅広い分野にわたる各種講座を開設するとともに、魅力ある学習環境づくりに取り組んでまいります。

地域活力の源であります区公民館や公民会の自治活動については、運営補助や地域担当職員を中心とするサポート体制の充実など、地域コミュニティの活性化支援に努めてまいります。

心豊かで潤いのある生活を営むための読書活動については、「さつま読書のすすめ」等の活用を図るほか、学校や図書館・図書室における蔵書の充実を図るとともに、乳幼児のブックスタート事業を初め、おはなしの部屋スペシャルなどさまざまなイベントを実施しながら、学校はもとより、町民運動として進めて広く町民が本に親しめる機会を増やしてまいります。

文化の振興については、町民の芸術文化への認識を高めるため、吹奏楽フェスタや美術展を開催し、誰もが芸術・文化を体験できる環境づくりに努めてまいります。

文化財につきましては、所有者の協力を得ながら適正な保存管理に努めるとともに、文化財ボランティアの充実を図り、観光案内や学校・地域の学習など積極的な活用に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、平成32年に鹿児島県で開催されます第75回国民体育大会に向けて準備体制を整え、競技団体、その他関係機関・団体等との連携の協議を進めてまいります。また、県民レクリエーション祭の開催や、町民体育祭等による町民総参加のスポーツ活動、生涯スポーツの推進により、町民の健康・体力づくりと競技力向上に努めてまいります。

第3に「みんなに優しく魅力あふれるまち」であります。

道路につきましては、人の交流や物流・情報・文化などを運ぶ不可欠なものであり、地域振興に欠かす事のできないものであります。

地域が安全で安心できる社会の実現を図るため、地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら計画的な道路整備に努めるとともに、広域幹線網の構築のため地域高規格道路「北薩横断道路」の早期開通に向けて、関係機関との連携を図りながら引き続き最大限の努力をしてまいります。

公共交通対策については、平成24年度から全町的にコミュニティバスや乗合タクシーによる運行を行い、交通空白地の解消に努めてまいりましたが、引き続き利便性を高め利用促進を図ってまいります。

町営住宅につきましては、適正な維持管理を行い、悪質な住宅使用料滞納者に対しては、社会的公平性を保つために法的措置も視野に入れて厳正に対処してまいります。また、老朽住宅の更新を図るために、おしどり団地建設事業に着手をいたします。

住宅リフォーム支援事業補助については、引き続き実施し、町民の良好な住環境の向上と地域経済活性化に努めてまいります。

次に、『自然』うるおうさつまを目指してということで、第1に「豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち」であります。

本町の豊かな森林や河川などの自然は、優良な観光資源でもありますことから、自然と共存し、触れ合う場を大切に守りながら活用を推進し、あわせて交流人口の増加にもつながっている地域の各種のイベントにつきましては、今後も支援を継続してまいります。

また、将来にわたり森林の恩恵を享受することができる健全な森林を育成し、次世代に継承する取り組みを進めてまいります。耕地につきましても、人・農地プランなどを通して農地の荒廃化を防ぐとともに、優良農地の維持に取り組んでまいります。

第2に、「ふるさとを見直し、資源を大切にすまち」であります。

生活環境対策については、関係部署・機関と連携し、さまざまな問題に迅速かつ丁寧に対応し、生活環境の保全に努めてまいります。

また、生活排水対策について、町内全域の生活排水区域マップを作成し、各戸の生活排水処理

状況の把握に努め、汚水処理人口普及率の向上と、地震等災害発生時における早期復旧への備えについての取り組みを進めてまいります。

ごみ対策につきましては、出前講座等のあらゆる機会を捉え、啓発に努めるとともに、公民会の分別指導員や環境担当役員等のクリーンセンターの視察研修を行い、リサイクル資源の分別徹底、ごみ減量化、不法投棄防止の強化に取り組んでまいります。

最後に、みんなで紡ぐさつま町を目指してということで、「語らいで育む、連携と役割を担うまち」であります。

計画的な行政推進につきましては、平成27年度策定いたしました第2次さつま町総合振興計画に基づきまして、総合戦略や各種プロジェクトを主体に、まちの将来像である「ひと・まち・自然みんなで紡ぐさつま町」の実現に向け、「オールさつま」で各種事業に積極的に取り組んでまいります。

また、計画行政という視点から、事務事業評価を機能させるため、組織機構の見直しにあわせて、予算編成と事務事業の進行管理、そして検証と見直しまでを、PDCAのマネジメント・サイクルを意識しながらの運用を図るとともに、新たに外部評価委員会を設置することとしたところであります。

第3次さつま町行政改革につきましては、平成27年度策定いたしました行政改革推進計画に基づき、これまでの達成事項の指標を検証しながら、行財政全般における事務事業の効率化はもとより、選択と集中を念頭に、引き続き積極的に推進を図ってまいります。

行財政については、これまで普通交付税の縮減に備え、行政改革を推進して財政の健全化に努めてまいりましたが、公債費や人件費の削減も落ち着きを見せている一方で、人口減等によります町税の減少など、自主財源の確保が非常に厳しい状況を迎えることが予想されますことから、財政の健全化へ継続して取り組みを進めてまいります。

次に、平成29年度の予算編成の概要について申し上げます。

政府におきましては、経済の再生を最優先課題としまして位置づけ、アベノミクス3本の矢を推進してきております。一億総活躍社会の実現を目指し、新たにGDP600兆円、希望出生率1.8人、介護離職者ゼロに向けまして、「強い社会」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の新3本の矢を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向けた取り組みが掲げられたところであります。

国の予算は、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生や女性の活躍等の関連施策のほか、介護離職ゼロに向けて子育て・介護の環境整備など、膨らみ続ける社会保障関連経費等には重点的に配分されておりますが、その他の経費は幾分圧縮をされた形となっております。

平成29年度地方財政対策におきましては、前年度と同様に通常収支分と東日本大震災分とに分類し、通常収支分の歳入歳出規模は、前年度比1.0%の増、また、一般財源総額においても0.7%増が確保された一方で、地方交付税の総額は前年比2.2%の減となったところであります。

平成29年度当初予算については、基本的には骨格予算として位置づけながらも、編成作業に当たりましたが、普通交付税における合併算定替の段階的な縮減と国勢調査の結果によります人口減少などの影響が大きくて、非常に厳しい編成となったところであります。そこで、事務事業評価の検証結果を踏まえまして、既存事業の縮小・廃止など選択と集中を念頭に置きながら、第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に据えて、これらを総合的に調整しながら予算措置に努めたところであります。

この結果、さつま町一般会計予算の総額は、129億2,700万円となり、前年度に比較い

たしまして6億4,100万円、4.7%の減となりました。

全体概要を目的別・性質別に見ますと、中学校再編準備に伴う校舎増築等の工事などによります教育費が3億7,245万9,000円、大鶴ゆうゆう館解体工事やDMO関連による商工費が5,726万1,000円、それぞれ増となる一方で、公債費が1億5,665万4,000円、農林水産業費が畜産クラスター事業の影響により5億4,082万4,000円、道路橋りょう費の整備等による土木費が1億9,198万5,000円、臨時福祉給付金や国民健康保険事業特別会計へのこの法定外繰出金などの影響によります民生費が1億3,804万9,000円、それぞれ減となるなど、住民生活に密着した事業や制度改正等を踏まえた編成といたしました結果、前年度を下回る予算規模となったところであります。

歳出予算の性質別の内訳につきましては、義務的経費が67億7,609万4,000円、52.5%で、7,558万円の減、主な要因としましては公債費の減であります。

投資的経費が18億4,854万1,000円、14.3%で、2億59万円の増、主な原因としてはデジタル防災行政無線整備や中学校校舎の増築等の工事の増であります。

また、物件費などその他の経費が43億236万5,000円、33.2%で、7億6,601万円の減となっております。

歳入におきましては、普通交付税の段階的縮減期間の3年目を迎えることから、地方交付税が2億5,680万6,000円、国庫支出金が臨時福祉給付金等により5,516万4,000円、県支出金が畜産クラスター事業等により5億3,096万1,000円の減となる一方、固定資産税等の伸びにより、町税が5,697万3,000円、2.8%、繰入金が財政調整基金繰入等によりまして1,802万3,000円、2%、町債が中学校校舎増築等工事により1億6,470万円、12.5%の増となっております。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が40億1,634万2,000円で、31.1%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が89億1,065万8,000円で、68.9%となっております。町税や地方交付税のさらなる減少など、今後においては、ますます依存財源に頼らざるを得ない状況が予想されます。

財政運営を取り巻く環境につきましては、歳出面では膨らむ社会保障関連経費にあわせまして、国民健康保険事業特別会計への法定外繰出金、公共施設の営繕等、経常経費等が増加の傾向にあり、財政の硬直化など深刻な課題に直面しているところであります。

一方、歳入面におきましては、普通交付税が合併算定替の段階的縮減の後期に入り、縮減額も増加しているということもあわせまして、27年度の国勢調査結果によります人口減少等により、これに伴う測定単位等の減を考慮しますと、これまで以上、さらに厳しい局面を迎えると危機感を抱いております。

このようなことから、限りある財源を最大限活用できるスクラップ・アンド・ビルドは必要不可欠でありますので、さらに踏み込んだ行財政改革を進めながら、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を基本に、活力あるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

本年度の予算総額は、38億2,421万5,000円、対前年度比6,553万9,000円、1.7%の減となっております。法定外繰入金の対前年度比1億円の減額がその大きな要因であります。特定健康診査や特定保健指導の高い受診率を背景に、年々、保険給付費はある程度安定的に抑制がなされてきております。

しかし、高額新薬の開発によります医療費の増加・増大原因や、平成30年度以降、鹿児島県が財政運営の責任主体となり、医療費水準及び所得水準等を反映した負担がどの程度課せられる

のか未確定の部分がございます。こうした動向に、引き続き注視しながら、財政状況を把握・分析し、財政基盤の安定に努めてまいります。

国は、生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症の予防を含む重症化予防などへの取り組みを指標化し、成果にあわせてインセンティブを付与するよう進めております。健康的で活力のある地域づくりのためにも、こうした事業への取り組みをさらに進めてまいります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

本年度予算総額は3億2,730万円、前年度対比985万円、2.9%の減となっております。市町村業務であります届出等の受付事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施いたしまして、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算であります。

本年度は第6期介護保険事業特別会計期間3年目の最終年度となります。

平成27年度の介護報酬マイナス改定によりまして、給付費はある程度この抑制がなされてきておりますが、本年度は介護職員の処遇改善のための臨時的なこの報酬改定が予定をされております。また、低所得者に対する保険料の負担軽減については、平成27・28年度と同様の取り扱いとなっております。

平成28年度から開始をいたしました介護予防日常生活支援総合事業については、生活支援コーディネーターの拡充を図り、さらに普及推進に努め、保険給付の適正化、在宅医療介護連携推進事業、認知症総合支援事業を推進し、新たに地域ケア会議推進事業に取り組みを進めます。このため本年度の予算総額は33億3,441万2,000円とし、前年度対比4,749万3,000円、1.4%の減となっております。

臨時的な報酬改定も予定されておりますが、主には平成27年度のマイナス改定されました保険給付費の減によるものであります。本年度は第7期事業計画を策定し、本町の地域包括ケアシステムの構築に向けて、新総合事業の取り組みをさらに推進し、あわせて高齢者の社会参加を図りながら、高齢者が元気で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は4,582万7,000円、前年度対比287万8,000円、5.9%の減となっております。

今後も施設の適切な維持管理に努めるとともに、町内全域の生活排水区域マップを作成し、各戸の生活排水処理状況の把握に努め、汚水処理人口普及率の向上と、地震等の災害発生時の早期復旧にも備えたいと考えております。

次に、上水道事業会計予算についてであります。

平成29年度から、これまでの上水道事業と旧簡易水道事業である第2上水道事業を統合いたしまして、上水道事業として1事業会計での予算編成となります。

水道は、日常生活において必要不可欠なこのライフラインであります。安全・安心な水を安定して供給する必要があるため、また近年では災害に強い施設整備が求められております。

本年度の業務予定量は、給水件数1万102件、総給水量214万6,000立方メートルを予定をいたしまして、予算額を収益勘定で収入総額4億3,657万9,000円、支出総額4億2,337万1,000円と定めております。

また、資本勘定においては、収入総額4,000万4,000円、支出総額1億7,561万2,000円と定め、不足する額1億3,560万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、主な事業としまして、倉内工業団地線の配水管

整備事業における工業団地の配水能力の増強や老朽配水管及び設備などの更新・改良による水道の安定供給に努めてまいります。

以上、平成29年度の町政運営につきましての私の基本的な考え方と各会計当初予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、予算案以外のこの各議案について提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」であります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。これは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。これは、地域おこし協力隊員を非常勤職員から一般職非常勤職員へ位置づけるとともに、新たに民間隊員を加えた鳥獣被害対策実施隊を設置することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これは、特殊勤務手当に消防職員が緊急消防援助隊として出動した際の手当を追加することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。これは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」であります。これは、組織機構の再編により条例公民館のうち、佐志地区の公民館を廃止し、その機能を交流館として活用することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正について」であります。これは、鶴田地区に学童館を設置することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」であります。これは、長寿社会の進行がさらに見込まれることから、敬老祝金等の額を変更することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」であります。これは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、さつま町佐志交流館について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、議案第7号の関係分についてでございます。「議案第7号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（鯉坂貞司郎君）

「議案第9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第10号 さつま町税条例等の一部改正」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正」についてであります。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

続きまして、「議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正」についてであります。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

続きまして、「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明申し

上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（四位 良和君）

引き続き、「議案第17号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

議案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時02分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第18号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして内容の御説明を申し上げたいと思います。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

それでは、「議案第19号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について御説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」につきまして内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する審議を3月6日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

△日程第20「議案第21号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第20「議案第21号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第21号 町道路線の廃止又は認定について」でございますが、これは、道路改良及び道路台帳整備等に伴いまして、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、路線を廃

止または認定しようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当の課長補佐に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長補佐（大山 孝君）

建設課長が所用のため欠席ですので、かわりまして私が「議案第21号 町道路線の廃止又は認定について」の議案の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって「議案第21号 町道路線の廃止又は認定について」は、可決されました。

△日程第21「議案第22号 老人福祉バス購入契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第21「議案第22号 老人福祉バス購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第22号 老人福祉バス購入契約の締結について」であります。

これは、老人福祉バス購入について、去る2月の7日入札を執行いたしましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、福祉課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいた

します。

[町長 日高 政勝君降壇]

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

それでは、「議案第22号 老人福祉バス購入契約の締結について」であります。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって「議案第22号 老人福祉バス購入契約の締結について」は、可決されました。

△日程第22「報告第1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、日程第23「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第22「報告第1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び、日程第23「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告2件を一括して議題とします。

内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び、「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」でございます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

それでは、「報告第1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

続きまして、「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、3月24日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第24「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第24「陳情について」であります。本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月3日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時42分

平成29年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

平成29年3月3日

平成 29 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 29 年 3 月 3 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(8) 新 改 幸 一	<p>1 生活環境と薬物乱用防止教育について</p> <p>近年、全国的にも有名人を初め薬物乱用の問題で、社会的にも問題になっている。我が町にも魔の手が忍び寄っているかもしれない。危機管理と青少年健全育成を含め、次の 2 点に対する認識と実態について伺う。</p> <p>(1) 我が町に自生育と鑑賞目的でケシの花等がどれくらい生育しているのか。また、その実態について調査したことがあるのか。</p> <p>(2) 学校教育の中で、薬物乱用防止について年間どれぐらいの時間をかけて指導しているのか。また、薬物乱用防止運動に向けて、県内のコンクール等に作文・ポスターの出品はしているのか。</p>
2	(10) 川 口 憲 男	<p>1 今期における施策の成果等について</p> <p>町行政のリーダーとして 2 期目 4 年間の任期を終えようとされているが、この間に多くの施策に取り組んでこられた中で、特に次の 2 点について、その成果と今後の課題について伺う。</p> <p>(1) 人口減少に対する施策について</p> <p>(2) 地域活性化に対する施策について</p>
3	(3) 宮 之 脇 尚 美	<p>1 シルバー人材センターについて</p> <p>(1) 国においては、1 億総活躍プランのもと、高齢者の就業機会の確保と拡充を図るとしているが、本町におけるシルバー人材センターの今後のあり方とその意義について、町長はどのように考えているのか伺う。</p> <p>(2) 本町のシルバー人材センターへの財政支援の現状と課題について伺う。</p>

平成29年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成29年3月3日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	崎野 裕二 君
企画財政課 長	押川 吉伸 君	町民環境課 長	三腰 善行 君
福祉課 長	鍛冶屋 勇二 君	農政課 長	上野 俊市 君
商工観光課 長	羽有 郁夫 君	企業誘致対策室 長	市來 浩二 君
教育総務課 長	角 茂樹 君	学校教育課 長	佐々木 好彦 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前 9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、8番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

おはようございます。1期4年、議員として、任期、まことに早いものでございます。3月定例会の私の最後の一般質問になるわけでございますが、通告いたしました質問に対しまして、質問する前に町長に御所見をいただければ、まことに幸いです。

それは、さきに行われました県下一周駅伝の感想でございます。私は、今回の県下一周駅伝は、私たち町民として応援をしてみて、川薩チームの頑張りようにまことに感動をいたしました。特に、私たちのまちに走ってきた3日目の天候は最悪の天候で、大雨で選手の走る姿を見て、応援者の胸を熱くさせてくれたと思います。この大雨というのは、私も、県下一周駅伝の応援に過去何年か応援をしているわけでございますが、あんな大雨でさつま町に走ってくるといいですか、通過するというのは本当に近年にない珍しい天候じゃなかったかと思います。本当に御苦労さまと、また、川薩チームのBクラス優勝はまことにすばらしいと思いました。感謝申し上げます。特に私たちの役場の職員の選手の皆さん、皆さんにありがとうとお礼を申し上げたいと思います。それでは、質問に入らせていただきます。

生活環境と薬物乱用防止教育についてでございます。

3月の浄土真宗のカレンダーに、「問いのない人生は空しい」という言葉が載っています。また、スローガンに「結ぶ絆から、広がるご縁へ」という言葉がありますように、まさに人生の中で問題のないことは一番いいことではありますが、往々にして問題が起こり得るということでございます。人生とはまことにむなしいことであると私は解釈いたします。

近年、全国的にも、有名人を初めとして、薬物乱用の問題で社会的にも問題になっております。我が町にも魔の手が潜んでいるかもしれません。危機管理と青少年健全育成という観点から、次の2点について、認識と実態について、町長と教育長に見解をお伺いをいたします。

まず1点目、我が町に自生育と鑑賞目的で、ケンの花等がどれぐらい生育しているのか。また、実態について調査など、各関係機関とどのような連携をとっているのか。

また、2点目は、学校教育の中で、薬物乱用防止について年間どれぐらいの時間をかけて指導教育をやっているのか。

また、薬物乱用防止の運動に向けて、教育の成果として子供たちがその気持ちを表し、県内の各種のコンクールなど、作文、ポスターなど、何点ぐらいの出品をしているものか。

以上、2点についてお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕
〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。新改幸一議員のほうから御質問をいただきましたが、その前に、今回の県下一周駅伝のことについても、お触れになりました。

本当に今回の川薩チームの活躍というのは、本当に川薩の地域住民の皆さん方にとりましても、あるいは、県下一周駅伝というのは県民に本当に深い感動を与えているスポーツ行事でございます。本町の出身の選手の皆さん方も大変な活躍をいただいたところであります。川薩チームの監督は本町の大園監督でありますし、キャプテンも役場の職員の内君がやっておりますし、また選手としましても、曾木君が区間賞を3区をとるといふ快挙をなし遂げていただきました。そして、また、本町出身の淵之上選手におきましても、区間賞を2つ、そして、また、2位と非常に素晴らしい成績をおさめていただいて、本当天候の中も、3日目の郷土入りの際は雷雨にあったということで、その中にもめげずに一所懸命走る姿は本当に素晴らしい感動を与えたところでございます。これからも本当にですね、こういう素晴らしい伝統のある駅伝でありますので、本町の出身はもちろんですけれども、川薩チームのこういった皆さん方の活躍を期待をいたしたいと思っております。今回も、目標をBクラス優勝ということで、監督が結団式のときも申されておりましたけれども、解団式のところにも行きまして、それぞれ、また、皆さん方の選手に激励を行ったところでありますが、本当に目標達成もされたところであります。本当に素晴らしいことであつたと思っております。

それでは、御質問の生活環境と薬物乱用防止教育についてということでの御質問でございますが、特に、このケシの花等の生育状況と実態調査についてのお尋ねでございます。

ケシの仲間につきましては、春から夏にかけて非常に色鮮やかで美しい大きな花を咲かせるものが多くございます。ガーデニングとか、あるいは切り花用の植物として人気がございますけれども、やはり、中には法律で栽培が禁止をされているものもあつるところでございます。これらの禁止をされておりますケシにつきましては、外観の特徴から園芸用のものとは区別できるところでございます。厚生労働省が作成をしております見分け方を表しましたパンフレット、あるいは、チラシをもとに県のほうでも川薩保健所のほうから毎年生育期における撲滅運動の広報依頼がなされているところであります。町におきましては、これらの依頼を受けまして、生育の時期に合わせまして、町報、今、町報もカラー化しておりますので、花の特徴とか、そういうのがよくわかるんじゃないかと思っておりますが、そういう広報でも写真入りで紹介しておりますし、また、お知らせ版でも、毎年そういった広報啓発を行ってきておるところであります。本年度29年度、新年度になりましても、4月号で改めて、また、掲載をする計画をいたしておるところでございます。

その生育状況について調査を実施したことがあるかということでございますが、これにつきましては、特段実施をしておりません。その実態について把握ができないところでございます。ただし、県内の保健所の過去の取り除いた、いわゆる除去実績としまして、本町におきましては、近くでは平成20年度におきまして2カ所から出ております。1カ所は2本、もう1カ所は39本ということでございます。そして、また、翌年度の21年度にも2本ですか、除去の実績がございます。その後においては、実績は出ておりません。また、さつま警察署による摘発の事例も、今までないということでもあります。自生をしているものが少数はあるかも判りませんが、違法に栽培をしているという実態はないものと考えているところでございます。

今後も、この不正のケシの栽培とか、そういったことについては、撲滅に向けまして広報啓発

に努めてまいりたいと思っ

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

2点目の学校教育における薬物乱用防止についてでございますけれども、御指摘のように近年の社会情勢の変化やインターネット等の普及によりまして、国・県はもとよりですが、我がまちでも、新たな教育の課題と捉えて、改めてその対策を図っていく必要があると考えております。

御質問の学校における薬物乱用防止教育の年間の指導時間につきましては、小学校6年の体育の保健領域で3時間、中学校では1年から3年までの保健体育の保健領域で4時間を指導しております。その内容は学習指導要領に示されております。

加えまして、町内では小学校の低中学年を含む全ての学年において、特別活動や道德等の時間を活用しながら、年間一、二時間程度薬物乱用防止教室を各学校の学校保健計画に位置づけて実施をしており、その乱用防止に努めているところでございます。

次に、薬物乱用防止運動に向けてのコンクール等への作文、ポスター等の出品についてでございますが、毎年NPO法人の鹿児島学校環境衛生学会が主催をしまして、薬物乱用防止絵画コンクールについて応募の依頼があり、各学校に通知しておりますが、まことに申しわけありませんが、本年度は、このコンクールへの応募がなかったところでございます。各学校においてはチラシの配布をしたり、生活指導等の際に薬物乱用等に係る指導を行ったりして応募を勧めておりますが、コンクールへの応募がありませんでしたので、町教委としましては、例年9月中旬が締め切りになっておりますことから、夏季休業を利用して作品を作成し応募するよう、各学校長を通じて児童生徒へのさらなる啓発と意識の高揚が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○新改 幸一議員

ただいま町長、教育長のほうから答弁がございました。

私、今回の私の一般質問に何で、この薬物乱用関係を質問をしたかと申し上げますと、実は昨年の夏でございました。県のほうの委嘱状を薬物乱用防止指導員という形の中で、北薩保健所のほうから出向いて来られまして、保護司をしているもんですから、その代表として、そのほうに頑張ってくれという委嘱状でございました。

そういう中に委嘱状をいただきまして、初めての研修会といたしますか、シンポジウムがございました。危険ドラッグ等薬物乱用防止シンポジウムということで、ことしの1月の19日に県民交流センターであったわけでございます。ちょうど、県下250名程度参加者があったわけでございますが、さつま町の薬物乱用防止指導員というのは7名いらっしゃいます。保護司のほうから3名、それから町内の薬剤師の方ですね、の方々なんか4名ですか、7名ということであるようでございまして、私も、こういう委嘱状をいただきまして、初めて薬物の研修に行きまして、怖さというのを感じました。そういう流れの中にですね、今回の質問をさせてもらったわけでございますが。

特に、このケシの関係、先ほど町長のほうから答弁はございましたけれども、その研修の場で報告があったのが、県下の中でもケシの栽培といたしますか、この自生育というのが北薩地方が一番多いんだということを報告されました。昨年の実績でも、それぞれ、町長のほうからございましたが、ケシの除去実績等も、それぞれ平成9年度から実績をいただきましたが、合併前の宮之城、薩摩町、それぞれ平成9年、12年、14年、15年という合併前の除去実績もあるようでございます。そして、また、合併してからの流れでも、さつま町、先ほどありましたように、平

成20年、21年度のケシの除去実績等が出ております。特に昨年は薩摩川内市で約5,000本、出水市では2万本という報告がございまして、北薩地方のそういう、私たちさつま町では、我がまちにそんなことはないでしょうというぐらい思っていたんですが、近隣にそういうのがあるという話を聞いたときに、ひょっとしたら、さつま町も、そういうのがあるのじゃないのかなというふうに感じました。そういう流れの中に、ある町民の方にこの話をしたところが、そりゃ、植わっちゃつどと、私も仕事上家庭を回れば、ケシを植えちゃって、おはんたちは、このケシは植えちゃつどといかんどという注意もしたという話も実際聞きまして、そういうことがやっぱりあるんだなということ、つくづく怖いなというのを感じました。

特に、そういう研修の場で言われたのが、今の子どもたち、若者に対する魔の手が忍んでくるという一番の情報といいますか、そういう手が伸びてくるというのは、今の携帯とか、スマホとか、インターネットで、簡単にそういう情報が入ってきて手が伸びてくるという報告でございました。特に肥満体の人ですね、太った人に対して、これを吸うたら痩せますよとか、お金は後でいいからとか、簡単にそういうのが加入といいますか、そういう誘いがあるというようなことでもございました。

そういうことを考えたときに、私はさつま町の自生育を含めて、特に先ほど答弁もございましたけれども、ぜひ、先ほど出ましたように、桜の花が散るところから後にこのケシの花が満開になってくるということでございますので、町長の答弁もございましたように、ぜひ、この町民に対する危険なんだということの啓蒙をやっていただきたいということをつくづく感ずるわけでございます。ですから、その中で、担当課長にお願いといいますか、要請しますけれども、この厚生労働省が出しております大麻、ケシの見分け方のパンフレットですね、ここあたりも、できれば、県なり国を通じて各戸に1枚ぐらいいは、年1回ぐらいいは配布ができるような段取りをしていただけないのかなというふうに感じるんですけども、ここあたりは、担当課長はどんなふうに思いをされていらっしゃいますか。

○町民環境課長（三腰 善行君）

ケシのあるいは大麻等の違法植物の撲滅ということについては、厚生労働省が言われましたように、パンフレットというのがこれなんですけども、町自体にそんな、今のところは、今までの例としましては、たくさん来ておりませんので、町報あるいはお知らせ版等での周知といたしても、なかなかお目にかかる機会もないし、見らんじゃったと言え、そひこです、できますれば、増刷分があるのであれば、要請をいたしまして、できることならば、全戸に1回くらい配布する機会があればいいなというふうには考えております。

○新改 幸一議員

このパンフレットがたくさん準備してあればということでございますが、そういうところも、県なり担当、特にこの北薩保健所等が担当でございますので、連携をとりながら年に1回ぐらいいは、こういう町民にケシの花、植えつけてはいけないケシの見分け方ですね、こういうのをぜひ啓蒙していただきたい。特に答弁もございましたように、恐らく年寄りの皆さん方、花の好きな方なんかは、余りにも花がきれいなもんですから、悪用とはいきませんけれども、観賞用で案外そういうのに軽く考えて栽培される、植えつけるという方も出てくる可能性もございます。ですから、ぜひ、そこあたりの啓蒙をよろしくお願ひしたいということです。特にケシの場合は見分け方が、植えつけていけないケシは、茎に葉っぱがきれいに巻き込んで上がってくるケシはとにかく危ないんだということを言われておりますので、そこあたりも、ぜひ、わかっただくような啓蒙も、ぜひ、お願ひをすることでございます。

そういうことで、我がまちに、まさかということがないような形で御指導もいただければ大変

ありがたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、2点目の関係でございますが、学校関係、小学生、中学生、高校はまた管轄が違いますから、高校の関係はまた違った意味での指導というのがあると思いますが、特に、小学校、中学校の関係では、先ほど言いましたように、簡単に携帯、スマートフォン、インターネット等で情報が入ってくるということもありますので、その関係の教育も大事だと思っております。特に我がまちでも、それぞれ年間時間をかけながらの指導もされていらっしゃるようでございますので、ぜひ、そこあたりの子供たちへの教育をお願いするわけでございますが、特に小学生から中学生、この薬物に対する考え方というのが一番大事な時期でもございますので、指導というのが大事だと思っております。私、その中でちょっと思うんですが、子供たちへの教育が学校ごとにばらばらではいけないのじゃないかということも感ずるわけでございまして、そういう文科省の統一した教材があつて指導されるのが一番いいのかなとは思ひますが、そういう文科省の統一した薬物乱用防止についての統一した教材という何かがあるものなんでしょうか。そこあたり、実態どんなものなんでしょうか。

○教育長（東 修一君）

学校における、そういう関係の内容というのは学習指導要領にも定められておまして、特に、喫煙とか、飲酒とか、薬物乱用、この3つを取り上げて統一した指導をするようになっております。統一した教材としまして、ここに持ってきておりますけれども、小学校では「わたしの健康」と、こういうような教材。統一した教材。中学校では「かけがえのない自分、かけがえのない健康」と、こういう教材を配つてありまして、全生徒のほうに配つて指導をしているというところでございます。薬物乱用に限定をしますと、小学校はシンナーの害とか、あるいは、それらをうまく断るにはというような内容で、書き込み式になっているようでございますけれども、そのような形で防止がなされるように指導をしていると。

それから、厚生労働省から小学校6年生の全保護者に対しては、この薬物乱用、だめ、絶対と、子供たちをとということで、親へも危機意識を持っていただくように小学校でやっております。中学校では、今さっきありました教材をもとにやや詳しくなっております、その中身は薬物乱用の実態、あるいは乱用される具体的な薬物。例えば、覚醒剤、大麻、あるいはヘロイン、危険ドラッグ、コカインなどを写真入りで説明しております。そして、その薬物を乱用することによりまして、悪の循環。具体的には乱用が依存につながり、そして慢性中毒になっていくことや犯罪につながりかねないというようなことを説明しております。さらにQ&Aの形で、薬物に絶対に手を出さないようにというようなことを共通して指導しております。各学校では、これらの資料を活用して教員が直接、あるいは先ほどありましたように、養護教諭とか、あるいは薬剤師、場合によっては警察官にも来ていただきまして、このティームティーチング方式で出前授業をしていただくなどして、授業をやっていると、指導をしているというのが実態でございます。

○新改 幸一議員

それぞれ各関係機関との連携もとりながら指導をしているということでございますので、一安心をしたところでございます。

1月19日のシンポジウムの中でも、薬物乱用防止のための地域と学校と家庭の役割ということで、シンポジウムがございまして、県のPTA連合会の会長なり、それぞれ壇上に上がっていただき、それぞれ学校関係のほうの県内の実態等も話が出たところでございました。子供たちに本当に健やかで健全な将来を生きていってほしいという願ひがそれぞれ話をされたところでございます。私たちのまちの学校教育の方針の中でもうたつてありますように、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進ということをやつてございまして、ぜひ、ここあたりも、再度、学校関

係、子供たちに、この怖さというのをまた指導していただければ大変ありがたいと思っております。

それと、町長のほうからもございましたように、ことしも、4月ごろにも掲載しながら、そういう啓蒙もしていくということでございます。

できれば、この実態調査というのは、なかなか役場の関係、職員のほうでもできないと思うんですが、できれば、こういうパンフレットを配布したり、それから年に1回ぐらいは館長さん、それから公民会長さんあたりにも、自分たちの地域のケシに対する危険、そういう流れの調査依頼というの、やっていいのじゃないかなというふうに感じますので、そこあたりも、ぜひ、検討しながら要請をしておきます。そういう流れも、ぜひ、つくっていただきたいということです。

我がまちに、もう皆さん方御承知のとおり、野球選手の清原選手なんか、ああいうすばらしい実績を上げながら、一方では、最後はああいう人間のやっちゃいけない、人間がだめになっていくという形に例もございますので、我がまちの住民また子供たちが、将来的にそういうふうには絶対手を染めないような形で、行政、学校、地域それぞれ連携をとりながら、特にこの保健所、警察とも連携が大事だと思っておりますので、そこあたりの連携も、どうかよろしく願いをするところでございます。

特に、この薬物に手を出した人の反省、感想文がスライドに出ましたけれども、大人の成人者のそういう薬物に手を出してしまって反省する反省文が書かれたのがこうスライドに出てきましたけれども、薬物に染まった人の後遺症といいますか、一番の例を書いておりますが、全て、便箋1枚に反省文が書いてあるんですけども、全て漢字が書けないんだそうです。「私は」という「私」ちゅう漢字も書けない。最後に名前を書いておりますが、黒く塗ってあるけど、自分の名前も漢字を書けない。そういう後遺症ちゅうのが出てくるということの報告もございました。そういうのを聞いたときに、本当に薬物の怖さというのを感しましたので、ぜひ、そこあたりも含めて御指導もいただければ、ありがたいと思います。

今回の私の一般質問というのは、こういう我がまちからそういうことを絶対出しちゃいけないという思いで質問いたしましたので、今後とも、町長以下教育長、また、関係部署、保健所、警察、連携をとりながら、こういう薬物の怖さというのの啓蒙もやっていただきますように、大変くどくなりましたけれども、そういうことを要請いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、新改幸一議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました件について質問いたしますが、先ほどもありましたように、先日の施政方針で、2期8年の町政運営で、おおむね順調に町政運営が図られたと町長が述べられました。事務事業も順調に推移している。子育てをするなら、さつま町で、安心して子育てできる整備に努めたと町政の成果を述べられましたが、現実的にはどうでしょうか。人口減少は小学校の統廃合に見られるように多くの集落、校区が人口減で、維持機能があふれる状況にあります。また、この3月を迎え、各集落、各地域で、公民館長、公民会長、それから公民館長の選挙といいますが、人選もあるといいますが、いろいろな話を聞きますと非常に人選に苦慮しているという話も聞いております。政策的には町長の示されたとおりに完全に近いものがあるかもしれませんが、地域にあっては非常に危機の状況です。このことは議会からも多くの質問、課題として質問が繰り返

されてきましたが、町長の町政姿勢として、再度見解を伺いたいと思います。

次の2項目について、答弁をいただきたいと思います。

人口減少に対する施策について、2番目に地域活性化に対する施策について、町長がどう感じられているのか。また、今後の政策として、どういうふうな方向性をとられようとしているのか、お伺いいたします。

終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから、今期における施策の成果等について、一つは人口減少に対するこの施策、2つは地域活性化に対する施策ということで御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

私のこれまでの2期8年間の取り組みにつきましては、本議会の冒頭の施政方針の中で説明をさせていただいたところでございます。2期目4年間としましても、マニフェストとして掲げました3つの姿勢、4本の柱の戦略宣言のもとに、町民の皆様が夢と希望の持てる元気なまちの実現に向けて全身全霊で取り組んでまいったところでございます。

また、本町が未来に向けて進むべき道、あるべき姿を描きました第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定などにも取り組みまして、本年度を実行元年として位置づけ、新たなステップへと歩み始めたところでございます。

1つ目の質問であります人口減少に対する施策についてでございます。

もう日本全体がこの2011年から人口の減少社会に入っております。国を挙げて、この課題に対処をしていくということになっているところでございます。本町におきましても、総合戦略において人口ビジョンを策定をいたしました。将来の目標人口をお示ししたところでございますが、人口減少に歯どめをかけることは町の活力を維持していくために欠かせない最重要課題であると考えております。

これまで、この人口減少にいろいろと取り組んだことにつきましては、特に若者の働く場の確保ということで、いわゆる雇用対策でございますが、首都圏とか、関西圏におけますトップセールスによる企業訪問活動を行ってきたところでございますし、また、本町に立地をしておりますそれぞれの本社のほうも、毎年それぞれ訪問をいたしてきております。そのほか町内のものづくり企業振興会もありますので、そういった皆さん方との連携というのはもちろんでございますが、いろんな県内の各企業との連携も行ってきたところでございます。この中で、私が任期になりましたから企業立地の立地協定を行いました企業が新規の誘致で3社。規模拡大の立地協定をしたのは13社でございます。このようなことで、以前よりも、大きな雇用につながるということはございませんけれども、この立地協定の対象になりますのが、やっぱり、3人以上の新規雇用ということがありますので、これに該当する企業が、これだけ立地協定をいたしたところでございます。

それから住対策としまして、やはり、移住定住をいかに促進をしていくかということでございますが、やはり、幾つか町に分譲地もありますので、そこに新しい住宅をつくって人口の増を図っていくということでございまして、特に佐志のニュータウンにつきましては、その分譲の促進を図るために2割の分譲地の軽減も行ってきておるところでございまして、それなりに、また、少しずつでありますけれども、住宅の立地が進んでおるところであります。そのほか住環境の整備をする必要があるかということで、山崎の団地とか、建てかえもいたしましたし、そして、また、現在は五日町の建てかえの準備も進めているところでございます。そのほか新しく創設をいたし

ました周辺地域等の移住定住の促進事業であります。町外から29世帯、82人、町内の移動者の方が22世帯、93人ということで、そういう移住定住の形も、わずかの人数にはなっておりますけれども、こういった成果もあるところであります。そのほかの住宅のリフォーム制度とか、あるいは今進めております移住定住を図るためのお試し住宅も、今整備を行っているところでございます。

それから、出産、子育ての対策。どうしても子供が生まれるということが大事でありますので、不妊治療の軽減措置。これについても、34人対象になっておりますけれども、11人が既に妊娠をされた実績が出ております。

それから、保育料の軽減につきましても、やはり、こういった経済的な負担の軽減を図って出産の促進を図るといことも、一つの手だてということで、保育料の軽減につきましても、もう、ごらんとおり、第1子は1割、第2子は5割、第3子については全く無料ということになっておるところであります。

それから学童保育の拡充につきましても、ごらんとおり、盈進とか、佐志とか、拡充もいたしてきております。

それから、中学校までの医療費の無料化につきましても、25年から実施をいたしたところでもあります。

そのほかの予防接種の関係につきましても、県内でも初めての取り組みをいたしてきております。そのほかのいろんな障害のお子さんたちのいろんな支援を取り組みをいたして、そういった子育ての支援に取り組んでおりますし、それから、やはり、高齢者の皆さん方が長生き健康というのが一番大事でありますので、長寿命化という取り組みも一所懸命取り組みをしておりますが、特に特定健診につきましても、申しあげましたとおり受診率も72%、特定保健指導の終了率も、71.3%ということで、これも県内トップであります。このような取り組みとか、元気度アップとか、ころばん体操とか、こういった課題等に取り組んできて、とにかく長生き健康して、人口の歯どめを抑えるということが一番大事かと思っております。

そのほかのいろんなことがございますけれども、とにかく人口ビジョンでお示ししましたとおり、いかに人口減の歯どめを緩やかにしていくかということが大事かと思っております。そのために移住定住ということも、これから非常に大事になってくるかと思っておりますので、この前、申しあげたような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

いろいろ新しい施策については、また次期があるかと思っておりますので、その時点で申しあげたいと思います。

2つ目の質問の地域活性化に対する施策でございますが、これにつきましては、地域担当職員の配置をそれぞれいたしておりますし、そういった人的支援とか、あるいは政策的に地域元気再生事業という取り組みを、ずっと継続をしてきております。地域活性化事業に取り組んだことについての支援ということで、地域の元気再生が繋がってきているんじゃないかと思っているわけで、とにかく高齢化が進んでおりますので、非常に大変な御努力があるわけではありますが、こういった支援活動によりまして、皆さん方が非常に一緒になって地域の活性化が図られているというふうに考えているところであります。

あと、また、最近におきましては、町外から多くの皆さん方を呼び込んで交流人口を図っていく。そういう取り組みに対しましても、交流促進型の事業を創設をいたしまして、支援をいたしてきておるところであります。

また、今、地域の課題としておりますのが、いわゆるひとり暮らしの高齢者宅が多くなってきている。あるいは認知症の徘徊とかこういう問題もありますので、こういった福祉サイドの取り

組みというのがこれから非常に大事になってくるだろうということで、今、見守り活動ですか、地域包括ケアシステム、こういったことの取り組みが課題でございますので、そういった活動の支援についても、取り組みを進めてきておるところであります。地域支え合い推進員、新たな体制づくりというのが課題でございますので、そういったことについても、民生委員さんとか、あるいは在宅福祉アドバイザー、健康推進員さんの皆さん方にも、先日も会を開いて御相談を申し上げたところでもあります。

そのほかの今地域においては、地域づくり活性化計画も策定をしていただきましたので、こういった支援については、一所懸命取り組みを進めていきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

町長に答弁いただきました。最初申しあげましたように、施政方針の中で、おおむね順調に町政が図られていると、事務事業も順調に推進しているということも受けましたけども、そのことの成果を述べられただけじゃないかと思っております。そのところ私も十分承知しているところでございます。町長の施政方針の中にありましたように、人口減少に歯どめをかけることを課題とし、子育て支援や地域包括ケアの推進を図ると一番最後におっしゃいました。2問目の問題にも、質問にも、これも該当すると思うんですけども、確かにそのとおりであると思っております。それには何が必要なのかということも、ちょっとおおむね聞きたかったんですけど、次回の機会に方針は述べられるということがありました。町長、私たち3月末を終わりますと任期がないのが、町長の答弁を聞ける機会がこれが最後ですので、そのところも聞きたかったところが性根です。

まず、町長、1問目の、私たちも以前の研修で、この人口減少あるいは人口増に対する施策について、江戸時代の後半期には人口が3,000万人ぐらいで安定したと。しかし、日本の戦後の経済成長、国内総生産、これはGDPですね、が世界もトップクラスになり、人口も1億2,000万人の経済大国になり、成長と豊かさが実現したのが現在の日本であるということを学んでおります。

その半面、若者の結婚を申しますと、男性は年収300万円の上か下かで結婚率が変わるそうです。これまでに、この人口増減に対するいろいろ議論をいたしましたけども、やはり、こういう地域が先ほど町長申されました人口について、以前の答弁にもありましたんですけども、今をいかにキープすることが大事だということも、私答弁でいただいております。確かにそのとおりで、今の人口をいかにキープして、これを残していくかちゅうことになると、やっぱり、高齢化の方というのは、これは自然減というのはとめられない状況にありますけれども、いかに若者のそういう結婚をふやし、あるいは若者の定住を図っていることが大事かと私は思います。これからの社会に福祉対策が今以上に叫ばれるようになり、また予算も、予算といいますか、財政も必要になってくるとなれば、そこには若者の定住というものが必要になってくると思います。町長のこれから先のことをまた後で述べるということがありましたけれども、人口対策は重要な課題であり、キープすること、所得アップもつながるような施策を持っていかなきゃならないと私は思っております。

現在で、ここ私も4年間の質問の中で、いろんな質問をいたしましたけども、解決策が見出だせない状況であるということを感じております。これから先、施策の中で、町外の23世帯の方が移住されて、いろんなことに取り組んできたけれども、それでありながら人口減は年間300人ぐらいの減少が見込まれていくと。これは高校生が卒業しますと、ほぼ全員町外に出るということの表れかと思っております。このことについても、もう少し、先ほど申しあげました人口減

少に歯どめをかけることの課題、それから子育て支援、地域支援ケアの推進を図ることで、具体的な答弁が、答えが出てくるんじゃないかと思っております。また、これに人口増減に関しましては、農業政策、まちの主要産業である農業政策にも十分手厚い政策を図られることが大事じゃないかと思っております。以前も人口減対策、あるいは増対策について、町長にも、いろいろ質問しました。これからも、この施政方針を見ましても、次期のことも書いておらっしゃいます。町長としては、来期も万全という形で進まれていかれる中の施政方針のお答えじゃなかったかと思しますので、ぜひ、こういう人口対策には意義ある施策を講じていただけるよう要請をいたしておきます。

次に、2問目ですけれども、2問目のこの地域の活性化に関する限りは、もう、まちの全体で取り組むことが大事だと思っております。この結果を100%達成ということはできませんけれども、先ほど申し上げましたように、地域のあり方、集落のあり方、あるいは校区のあり方、こういうことも、支援をしているからいいという考え方では、私はないと思います。支援をしなくても、地域によっては非常に苦勞される場所は多いです。そういうところにもう少し、町として、行政として目を向けられることが大事じゃないかと思えます。ことしも、営農指導員ですか、園芸担当の予算も計上されております。昨年も計上されましたけれども、これ、そのままの状態、再度こういう予算も計上されております。それから地域おこし協力隊も2年目に入ります。きょうの新聞だったですか、地域協力隊の役目というのも新聞にありました。明記してありました。詳しくは申しませんが、こういう方々の外からの力、あるいは、いろんな町の力をそこに生かされて地域の活性化に、外からの風を生かす工夫をさせていただきたいと思えます。

ここで、ちょっと、もう1回お聞きしますけれども、こういう営農指導員、園芸指導員になっておりましたけれども、今度、営農指導員ですけれども、こういう方と地域の活性化の担当職員の方々、長島町の方は相当前向きにどんどん動いていらっしゃる。年数が向こうは2年ですか、もう3年目に入るような状況ですから、相当ベテランになってきていらっしゃるんですけども、我がまちで、この方々に期待するところ、あるいは、町長が最初要請された中で、こういう方々に町のどういうところをしてほしいのか、要望されたのか、ちょっと1点お聞きいたしたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

人口のほうの歯どめをかけるというのは、先ほどから申し上げましたとおり、これからのさつま町の大きな課題になるだろうということで、重点の課題として取り組む必要があるかと思っております。もちろん、これについては、地方創生の総合戦略の中で具体的にお示しをしているわけでありますので、将来的に今の人口よりも半減するだろうと。それを何とか、1万5,000人まで、キープをしなければならぬだろうということで、いろんな施策を掲げているわけであります。それについては十分ごらんとおりだと思っております。

具体的な今後の施政方針については述べたとおりでありますので、あと、具体的にどのような政策を講じていくかは、これからの課題ですので、それはまた後ほど示しますよということで申し上げているわけであります。

それから、このお尋ねになりました農業の関係の、農業については、これからも、さつま町においては基幹産業だと、そういう位置づけをしっかりとしながら、いろんな取り組みをこれからも進めていきたいと思っております。

園芸指導員、昨年、本年度から設置をするということで動いてはきましたけれども、なかなか本人の体調の関係とか、あるいは、もう既にほかのところが決まっておったというようなことで、本年度はちょっと難しかったんですけども、来年度は確実に来ますよということで約束をも

らっておりますので、そういう方がですね、本町のそういった重点作物の振興とか、そういうことについては、さらに推し進めていただけるものと考えているところであります。

それから、地域おこし協力隊の関係につきましても、さつま町におきましては初めての取り組みでありましたけども、神奈川県の方から女性の方が来ていただきました。今、非常にその方も、地域にあります紙すきの関係とか、あるいは竹細工とか、そういう伝統的な工芸に対する関心が深くございまして、そういったことを対外的にも、また、いろいろPRをしながら、地域の活性化を図っていききたいという熱い思いで行動をされているわけでありまして。

今また新たに、もう公募をかけております。これについては、いろいろとあちこちから応募していただくことを期待をいたしておりますけども、そういうことで、これからは、いろんな地域の活性化に向けて、こういう人たちが、おっしゃるとおり外から見た、まちおこしというんですか、そういう視点でいろんな取り組みをしていただければ、ありがたいと思っておりますので、これについては、さらに推し進めていききたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

町長の答弁いただきました。この営農指導員の方、営農指導員でいいんですかね、園芸指導員ですかね、も、今期は大丈夫というようなことで意気込みも語られました。

非常に、先ほど申し上げましたように、外からの風を町内に吹き込むちゅうか、吹き込むちゅう言葉おかしいですけど、取り入れることが非常に大事じゃないかと思っています。その地域おこしの方も、これから先1年過ぎましたので、十分力を発揮されていただける。そして、また、新たな方も募集すると、そういうことで、地域に活性化が生まれるということを期待、私としては期待しております。以前の町長に質問した中でも、農林業に携わる農家の方々の取り組みが重要であり、行政の熱意が末端農家まで届くような施策の取り組みをしていただきたいということも申し上げました。そういうことを見据えて、今後、施政方針の中にも、町長十分そういうところも述べていらっしゃいます。また、人口の問題に対しましても、先ほど申しました、何度もくどいですが、人口減少に歯どめをかけることを課題として、子育て支援や地域包括ケアの推進を図っていくということも申されました。当初の目的達成のために十分な施策を講じていくと、これから申し上げるといこともおっしゃいました。ぜひ、より以上に、ことしより来年というような一步一步の進みが早く進むような施策を講じていただけますように要望をいたします。

長く、長くといえますか、私、何度も、いろいろ議会に通じまして、いろんなこういう質問をできたことを、町長に質問ができたことは喜ばしいことと、また自分も喜んでおります。これからは、いろんな機会があつて、こういうことができるというふうに期待をいたしておりますけれども、いろんな地域でも、集落の減少を緩やかにしたり、それからいろんなこと、施策をとって地域の活性化を図るということも、いろんなホームページとか、新聞記事とかのを目にしております。ぜひ、町長の来期における施政方針も述べられましたので、目標に向かってといえますか、町の将来のために一層努力されることを希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時37分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、3番、宮之脇尚美議員の発言を許します。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○宮之脇尚美議員

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

先般、選挙管理委員会のほうの説明会もあったわけですが、町長、恐らく、確実に帰って来られるであろうというふうには私は予測しますし、私自身は帰って来られるかどうか判りませんので、一つ、町長の前向きな答弁を期待をしまして、質問をさせていただきます。

シルバー人材センターの関係でございます。

本町のシルバー人材センターは、3町合併とほぼ同時に旧3町のシルバー人材センターが合併されておりまして、これまであらゆる分野で高齢者の会員の皆さんが活躍をされ、地域社会の活性化にも貢献する、重要な組織となってきたところでございます。

本町における高齢化率も昨年10月1日現在で、37.9%と非常に高くなっておりまして、今後、団塊世代の高齢化とともに、さらに加速していくことが予想されるところでございます。

平成27年2月の通常国会でも、総理大臣の施政方針演説の中で、高齢者の皆さんに多様な就業機会を提供するシルバー人材センターには、さらにその機能を発揮してもらいますとの表現をされております。

国においても、人口減少と超高齢化社会に入っている現状を捉え、一億総活躍プランのもとに高齢者の就業機会の確保と拡充を図るとしてありますが、本町における受け皿となっておりますシルバー人材センターの今後のあり方と、その意義について町長はどのように考えておられるのか、まず1項目目をお伺いいたします。

次に、2点目でございますが、本町のシルバー人材センターへの財政支援の現状と課題はということで質問をいたしております。

これは、最近5年程度の町の補助金の推移をお示しをいただきたいと思っております。

また、シルバー人材センターへの補助金を査定されるにあたり、何が課題にあるのか、あったらその課題もあわせて、御答弁をいただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

〔町長 日高 政勝議員登壇〕

○町長（日高 政勝君）

宮之脇尚美議員のほうからシルバー人材センターについてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のシルバー人材センターの今後のあり方と、その意義について、どのように考えているかについてであります。

シルバー人材センターにつきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められました、地域ごとに一つずつ設置をされている高齢者の自主的な団体でありまして、定年退職後等に臨時的、短期的、または、軽易な業務を請け負い、委任の形式で行う公益法人と位置づけをされております。

平成27年の6月30日、閣議決定の日本最高戦略改定の中では、多様な雇用、就業機会の創出としまして、シルバー人材センターの職域拡大等の機能強化を行うことを通じまして、高齢者が活躍する社会の拡大を図るとされております。

また、昨年6月2日に閣議決定をされました、日本一億総活躍プランの働き方改革の中では、65歳以上の7割近くが就業を希望されていることが示されておりますことから、シルバー人材センターの活動、取り組みが期待されるところでございます。

本町のシルバー人材センターにつきましては、新町発足後の平成17年5月に3つのセンターを統合されまして、社団法人さつま町シルバー人材センターがスタートされております。

その後、公益法人制度改革によりまして、平成23年2月に公益社団法人として認定をされ、より公益性の高い法人となられております。

地域に密着した仕事が提供され、多様な就業機会の増大が図られ、地域づくりにも大きく貢献をいただいている公益法人であります。

日ごろから公共施設の管理、清掃とか、あるいはこの公園の管理、最近におきましては空き家対策、そしてまた、日ごろからマイクロバスの運転などにつきましても、町のさまざまな事業運営に御尽力をいただいております、大変、重要な位置づけであると認識をいたしております。

近年におきましては、学童保育ということで、今、子育ての環境整備ということで学童保育の拡充にも努めておりますけれども、そういった学童保育へのこの支援員の不足の対応にいたしましても、従事をしていただいております。

そしてまた、介護助手の従事者講習会を開催されるなど、新たな今後の介護需要という分野でのこの就業の開拓にも取り組んでいらっしゃるようでございます。

本町は、先ほどもございましたとおり、高齢化率が38%ということございまして、少し超えておりますけれども、県内でも10番目に位置するぐらいの高高齢化率でございます。

このような中で、やはりこの元気で活躍をされている方が多いわけでございます。

平均寿命が年々伸びておりますけれども、一方で健康寿命との差というのが、今、最近言われておきまして、いかにこの健康寿命を延ばすかということが大きな課題として、日本でも今このことがいろいろと議論となっているところであります。

例えば、この男性の場合が、平均寿命が80歳ですかね、それから健康寿命が71歳と言われておりますから、その差というのは9歳、そしてまた女性の場合が、平均寿命が87歳、健康寿命は72歳ですかね。ということで、75歳ですかね、ですので、その差っていうのは12歳ありますので、この差を何とか、この健康寿命を1歳でも延ばそうと、平均寿命に近づけようというのが国を挙げての課題となっておりますので、さつま町におきましてもいろんな健康対策については先ほどもいろいろ申し上げましたとおり、いろんな取り組みを進めておるわけでございます。

そのようなことで、元気、高齢者の皆さん方がいかに就業率も高まっておるわけですのでそういう機会を増やしていくことが非常に重要な課題として受けとめております。

やはりこの社会参加の促進というのが、町の活性化にもつながっていくというふうに考えているところでございます。

今後におきましても、多様化する地域ニーズに対応できる人材派遣の公益法人として、引き続き、連携、構築に努めてまいりたいと思っております。

それから、2点目のこのシルバー人材センターへの財政支援の現状と課題についてでございますが、シルバー人材センターへのこの財政支援につきましては、センター統合当時は運営補助金と、この事業補助金、2つに分けて助成を行ってございましたけれども、平成20年度からは、運営事業に一本化した財政支援を行っております。

国におきましては、一時民主党政権がございまして、その時代に2カ年にわたる事業仕分けを受けまして、平成22年度から国の補助金も減額をされていたところでございます。

本町の財政状況につきましては、合併当初よりもこの公債費率というのが20%を超えるという状況がございまして、これを何とか国のこの指導でも18%以下にしないとというのが大きな課題でございましたので、これについては随時、懸命な取り組みをいたしまして、現在はそういう改善がなされてきているわけでございます。

こういったことで、これまではこの財政健全化というのを最優先課題として捉えて、行革の推進、そういったことに取り組んで、いろんなこの事業の見直しも進めてきたところでございます。

その結果、財政状況っていうのは最近においては、ある程度改善ができたというふうに考えております。

このような取り組みの中で、シルバー人材センターの運営補助金についても、当然見直しをせざるを得なかったというのがございます。

平成24年度以降につきましては、890万円の補助金ということでございますが、過去におきましては、平成17年度の合併当初の設立時点で、町のほうでも、そうですね、相当な額が出されておったようでありまして、やはりこの毎年こういった財政状況のこともありまして、ここ5年間ですか、現在は890万円ですかね。そういう流れでございまして、27年度でも890万円、それからこれがそうですね、24年度からずっと890万円が続いておるところでございます。ここ5年ですね。

額としてはもう横並びということで推移をしてきております。

5年間はそのような状況でございます。

財政が非常に厳しい中でございましたので、なかなかこの増額というところにはいかないところでございます。

そしてまた今御案内のとおり、交付税も合併後10年を経過しまして、毎年減額をされると、数億単位で減額になっておりますので、町財政の状況も大変厳しい状況がありますので、なかなか補助金を増やすというところまで、今、いろいろな補助団体がございまして、そういう補助を出すと、増額をするという段階にないというところでございます。

できるだけ、現状は維持できるようなふうに努力はしていきたいということで890万円を今お願いをいたしているというのが実情でございます。

御案内のとおり、29年度の当初予算においても当初の要求の段階では10億円、町長査定の前まではこの10億円以上の取り崩しになっておりましたけども、やはり骨格予算としての一つの性格もありましたので、それはちょっともっと歳出を見直しをなさということで査定をいたしまして、結果的に9億円の取り崩しを行ったところでございますが、このような当初の段階からかなりこの財政調整基金までこのような額まで取り崩しをしなければならぬという状況がありますので、やはり今後の状況については、いろんな町も財政状況を見た上で改良をしていきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝議員降壇〕

○宮之脇尚美議員

ただいま町長から答弁をいただきました。

このシルバー人材センターにつきましては、公益社団法人ということで、非常に公益性の高い、いわゆる収益を得られない、そういう団体になっているところでございます。

昨年の12月だったでしょうか、それぞれ理事長さん以下事務局の方、あるいはまた理事の方々と、議員と語る会というのがございまして、その窮状を訴えられたところでございます。

それらの資料に基づいて見てみますと、先ほど町長からございましたように、この町の補助金も平成24年度から890万円と、5年ほどもうそのままということでございますが、先ほど申

上げましたように国においてはこのシルバー人材センターの存在意義というのは非常に、最近、見直しをされておりました、確かに平成21年から政権が変わりまして、この事業仕分けによる補助金のカットというのが国のほうでも行われているところでありまして、これに伴いまして町の補助も減額をせざるを得ないということは、これは判っているところでございます。

シルバー人材センターの存在意義を含めて、やはり高齢者を受け入れる唯一の受け皿として、例えば作業等においても過重関係については、通年を通してこのシルバーのほうから派遣をされていると、というようなことでございます。

ただ、このそれぞれの、個々の、これまでの収入額を見ますと、多い方で40万円代というようなことになっておりますが、特にこの本町における野菜、ブロイラーとか、梨とか、あるいはまたトマトとか、あるいはまた畜産関係とか、先ほど申し上げましたように通年で雇用される場所等については、一定の収入があるんでしょうけれども、年金生活者としては四十数万円の別枠のこの収入というのは、生活的に非常に大変なんでしょうけれども、ただ、やはりこの生きがいを求めていく、あるいは地域の活性化の一員として活躍をしていただく、そういう意味ではこのシルバー人材センターの存在意義っていうのは、非常に大きいものがあるというようなふうに考えているところでございます。

国のほうでもこのシルバー人材センターのその事業の範囲っていうのは緩和措置がなされておりました、先ほど町長からありましたように、そういう学童保育の関係とか、あるいは介護事業まで認めているというような実態もあるわけでありまして、現在、事務局のほうでも一生懸命そこら辺の掘り起こしをやっておられますし、また最近では空き家対策等についても取り組んでいらっしゃるようでございまして、人材センターがアンケート調査を実施をされておりますが、そういうデータからいたしますと、非常にシルバー人材センターに対する期待感っていうのは大きいものがあるような感じがするようところでございます。

現在も、いろいろ対策としてやってらっしゃるようでございますが、本町でも課題になっております空き家の問題、適正管理の問題っていうのは、非常に大きな課題になっているわけでありまして、そこら辺についても県外者を含めて町内にいらっしゃってもなかなか仕事をされる中で実家のほうの空き家になっているという管理ができないというような実態もあるようでございます。

そういう中で、この人材センターの存在意義っていうのは、今後ますます高まっていくと、これは誰もが認める場所であるかと思うんですが、やはりそういう点では行政とタイアップしたそういう活動っていうのも大きく期待をされる場所であるわけでありまして、町のほうとしても、やはり財政的な支援を含めて考慮すべきではなからうかというようなふうに考えるところでございます。

特に、ただいま、先ほど町長からありましたように、補助金の関係については、890万というのはなかなか厳しい状況であるようでございます。

お聞きいたしますと、県内の状況等も資料をいただいたところでございますが、いわゆる余裕のある団体については、鹿児島市とか、薩摩川内市とか、鹿屋市とか、そういうところについてはこの事業分に関わる補助もある程度見ていらっしゃるようでございまして、特に空き家対策と先ほどありました学童保育の関係、介護の関係、こういう事業活動を行くためのそういう関係の費用というのを含めた形での事業展開というのがされておりました、本町の場合にはなかなか配分金がそれぞれ就労された方に行くわけですが、事務手数料も10%と低く抑えられております。

県内でも一番低いような感じがしますが、そういう中で、今度は管理経費というのが必要であるわけでありまして、

現在、臨時職員も含めて6名から7名程度と、嘱託員ということあるようでございますが、その中で正規職員は1人しかいらっしゃらないようでございます。

そういう事務費の中である程度見ながら町の補助金と国の補助金を合わせて、管理運営を行っていくということになりますと、もう非常に先ほどありましたように収益を出していけないんですけれども、必要な、そういう備品の購入とかということも制限されるということも聞いているところでございます。

したがって、やはり、この国が現在は、従来の補助金を一定程度復元をいたしておるようでございまして、多分、市のほうもそれに対応した形での補助金になっているかと思うんですが、資料で見えますと29年度はこの事業仕分けにありましたように、21年度に対比いたしまして、約4億円ほどですか、2億円ほど伸びているんですが、全体で138億円というようなふうになっているようでございます。

これは、一般会計への負担等含めまして、労働保険の雇用主負担分でございますが、この雇用保険の部分を財源として充てて、一番最初でありました90億円から現在は138億円に復元をしているというようなこともあるようでございます。

これは、主にはこの雇用保険の特別会計から捻出いたします財源は、事業に充てなさいというのが趣旨であるようでございますが、ぜひそこら辺については国の状況も含めながら町のほうでもそれに対応するといいますか、全部が全部というわけにはまいりませんが、今後のそういう人材センターのさらなる事業の展開というのも期待をしながら、町のほうとしても対応すべきではなかろうかと考えるところでございますが、まずそこら辺について町長、再度、御答弁をお願いをしたいというようなふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

今、いろいろと御意見をいただきました。

確かに、もう時代の変遷によっていろんなシルバー人材センターにお願いをされる需要というのが多様化してきますし、増えてきている事実もあると思っております。

空き家にしましてもですから、学童保育にしましてもですね、あるいはこの墓守とか、いろんな要請が増えてきておりますので、それに的確にお答えをしていく、そういうことについては非常にこの大事なことだと思っておるわけでございます。

国のほうも、今、ありましたとおり、この労働保険特約会計に補助を27年度から開始をしておりますけれども、従来の一般会計だけじゃなくて、特別会計を分けた形でいろいろ補助金もやり方がかわってきておるようでありますが、この辺についても十分この今後の要請に応じた形での取り組みが行政としてどの程度できるかということについては、十分検討もさせていただきたいと思っております。

基本的には、補助金というのは、本体のこの例えばこの町の財政の状況がどうなっていくかによって、非常に左右されるところがあるかと思っております。

財政に余裕があって、初めて助成ができるというのが大原則でありますので、やはりこの町の財政状況が今、交付税がどんどん減っていく中で、税収はそんなに増える状況ではありませんし、使用料、手数料も値上げをしてもそんなに大きなものにはならないわけであります。

そしてまた福祉事業というのは、社会保障費というのはどんどん、年々大きな額になっていくわけでありますので、その辺の需要と供給とのバランスというのをうまく考えながら財政運営をする必要があるかと思っておりますので、シルバー人材センターさんのこの働き、公益法人としてのお勤めというのは、非常にすばらしいものがありますし、私どもの、この先ほど申し上げましたとおり、いろんなこの役場の仕事も管理の公共施設の管理とか、お願いをしておるわけであ

りますので、お互いに連携をしながら、今後も取り組むというようなことは、非常に大事なことであるかと思っております。

ただ、国のこういった制度の改革、そしてまた私どもの財政状況、そういうものを十分踏まえた上で、お互いに連携をとってうまく運営ができるような努力はお互いにしてまいりたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

確かに町長が今後も努力をしたいという気持ちは理解をいたしますし、町の財政サイドから見ますと、かつて私も担当した時代がございまして、今回のような私の質問についても、財政サイドから言いますとその他の補助金を含めまして、なかなかこれを増額するというのは厳しいというのは、これはもう実情的には判ります。

ただ、先ほど申し上げましたように国がこういうことで、やはり補助金自体を特別会計の積立まで充てて事業展開を図ろうというようなふうに強い姿勢で臨んでおりますので、そこら辺については、その地方公共団体もやはり答えていくべきではなかろうかと、そういう時代の流れの中で地域活性化への一躍を担うということも、非常に大きな意義があるというようなふうに思うところでございます。

本町も人口減少の一途をたどっているわけですが、やはりこの高齢者の方々が会員確保も非常に苦労されているようでございますが、現在は、いろいろ事務局のほうも努力をされまして、毎年、会員募集を図りながらやっと従来の会員に回復をするような会員数になっております。

ですから、そういう努力を含めて、査定の段階でこういう事業内容まで含んで本当にやってらっしゃるのかどうかというのが、若干疑問が残るところでございますが、従来は財政健全化計画、私も在職中に作成にあたりまして、非常にあのときには厳しい状況でございましたが、そういうときにも人材センターに対しては、その活動の状況や、いろんな内容等をお伺いしながらそれでもやはりこの大きな財源でございましたけれども、1,000万を超えるような、そういう補助金を捻出をいたしております。

これは、そういう人材センターの意義というのが、やはりそのほかの団体と違って、そういう法で保証された団体であるということ念頭に査定にもあたらせていただきました。

ですから、そこら辺は、やはり町長、ほかの団体も確かに町の財政から見ますと一概に人材センターだけをということにはならないかと思うんですが、法的根拠を持った団体と、単に任意的な団体、そういうもののメリハリというのはつけるべきではなかろうかと考えるところでございますが、そこら辺について再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

このシルバー人材センターの皆さん方の元気でこの社会貢献をされている姿というのは本当に素晴らしいものがありますし、そういう生きがいをもっていろんな公共的なお仕事に携わっていらっしゃる。

非常にありがたい事でありまして、すばらしい事であるかと思っております。

そういうことで、先ほどから申し上げますとおり、この生きがいを持ってやっぱり健康寿命をいかに伸ばしていくかということが、非常にこれからの時代は一番この大事なことになるかと思っておりますので、そういう意味合いからもシルバー人材センターに対するいろんな支援については、これはもう基本的には全くかわらないわけでありまして、いろんな町全体の行政ということを考えたときに、例えば社会福祉協議会にしる、あるいは商工会にしる、補助団体のかなりの額を出している団体もありまして、その辺とのバランスとか、いろいろまた行政全体の視

野から考えると、いろいろと考えることもありますので、この辺は今後のシルバー人材センターの本当の国の考え方というのをもっともっといろいろと調査研究をしながら、行政として支援ができる分野があるとするならば、その辺はまた十分考慮を入れながら対処してまいりたいと思っておるところであります。

○宮之脇尚美議員

内容を再度精査をして検討してまいりたいというようなことであります。

冒頭で申し上げましたように、今回は、私も最後の質問かも知りませんので、そういうことでぜひこれについては、お願いをしたいと、私も認識の中では、シルバー人材センターは、事業活動が本町の場合非常に多くされておりまして、それに伴う収益というのが当然上がってくるんだらうと、それらの収益の事務手数料もあるわけですから、これを管理運営費、いわゆる人件費、その他備品購入等に充てればいいんだらうとようなふうに思っておるところでございましたが、今回、いろいろ事務局にお伺いいたしますと、この公益法人の取り扱いというのは非常に限定をされておりまして、この認可の受け方にも厳しいものがあるようでございます。

先ほど言いましたように、ほぼ公共団体とかわらないような、そういう分野というのがされているところございまして、特にこの剰余金等については、利益を出さないというのが原則になっております。

したがって、御承知のことかと思うんですが、町が800万出せば、国はそれに対応する800万しか出さないよというようなことであるようございまして、そこら辺が非常にネックになっているというようなことでございます。

今年度、29年度も各自治体とも、なかなか国のそういう方針等に対して呼応できないということで、また全シ連、全国のシルバー人材センターの協会のほうでもストックをされているようございまして、29年度配分金もまだ余裕があるようなことも伺っておりますので、ぜひそこら辺については29年度からでも、途中からでも結構かと思えます。

事務局のほうにお尋ねしたんですが、例えば補正等でも対応して、そこら辺可能かということで聞いたんですが、それについては県のほうに問い合わせたところ、一程度の額は可能であるというようなことでもあるようございまして、財政は、財政健全化計画については、当時、あったわけですが、先ほど申し上げましたようにそれでもやはりその意義とその趣旨からして、カットはなかなか難しいということで、一定程度のカットはさせていただきましたけれども、やはり1,000万を超えるような額の査定というのはあったわけでございます。

町長が就任をされて、平成23年から、24年からですか、非常にこの低い額の890万ということで、それから全然伸びてないということございまして、そこら辺は、町長のマニフェストにもありますように、子供のそういう対策、子ども対策というのは、非常に充実をいたしておりますが、高齢者対策については、このいろんな事業がございまして、そういう部分では全体を眺めますと非常に厳しい部分もあるかと思うんですが、今回、この質問を申し上げました人材センターの意義、そこら辺をもうちょっと再度町のほうでも真剣に受けとめて、考慮していただきたいというようなふうに思うところでございます。

ですから、そこら辺、今後、再度ですね、事務局、窓口になっているのは福祉課になるわけございまして、そこら辺含めて協議をしていただければありがたいと思うんで、そこら辺の考え方、再度、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

国のこの補助金のあり方というのは、特定介護、公益法人になりますと人件費が対象にならなかつたりですね、いろいろあるようで、結局負担をせざるを得ないというのがありようござい

ますし、また、この補助金の町が出した割合に対して、また補助金を出しますよと言う、ちょっとほかの仕組みとはかわったところがあるようでありますので、この辺については、今後十分また考えてまいりたいと思っております。

先ほど申しましたとおり、町の財政もかなり厳しいところでありますので、この辺は十分御理解をいただいて、いろんな、例えば公園の管理等についても、本当は随契という形でシルバー人材センターは随契ができますので、全てシルバー人材センターに一括して、もうお願いをしているわけですね、数千万というお金で。

そういうことも配慮しながら町としてはやっているわけでありますので、この運営補助金については、それなりに自助努力も必要でありましようし、そして我々も財政に余力があればという大原則がありますので、その辺も十分御理解もいただく必要があるかと思っております。

やはり、町の税金でありますので、やはりこの効率的に使うというのが我々に与えられた使命でありますので、この辺については、公益財団法人というひとつの位置づけもありますので、十分、また今後、検討もさせていただきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

何回もしつこいようでございますが、今回も29年度の補助金の町が出す限度額というのは1,500万というようなふうになっております。

対しまして、町の補助金890万と、660万ほどの差額はあるわけでございますが、こういうものがありますと、満額ということにはならないかと思うんですが、例えばどうしても共用部分で使いますシルバー人材センターが抱えております軽のダンプ、軽トラのダンプ等もあるわけでございますが、ああいうものも非常に古くなって、特にこの作業等における運搬については、産廃等への業者への引き渡しというのは、やはりその本来はその経費というのは、若干はみてあるんでしょうけれども、それにしますと、このいわゆるその事業費に関わる事務費の負担分というのを伸ばしていかないとなかなか厳しいと、ただ本町のそういう住民生活を考えた場合に、なかなか伸ばせないということもあるようございまして、他の団体についてはやはり12%、あるいは13%というようなところもあるようございまして、そこら辺、事務局のほうも非常に苦慮されているようございまして。

本町の人員、10%というのは、県下でも最も低いというふうにも聞いておるわけでございますが、この先ほど来から申し上げますように、国が町の負担に応じてその2分の1を負担をしますよと、先ほど申しあげました雇用保険等の事業費負担分については、極力そういう新たな事業に充てなさいと、例えば学童保育とかそういう会合等もあるわけですし、空き家のそういう見守り、あるいはそういう管理、そういうものも幅広くやっていただくようなそういう緩和措置もされているようございまして、そこら辺を考えた場合に、この従来どおりの補助金でいいのかどうかというのが、非常に疑問が沸くところございまして。

したがって、そこら辺については、もうちょっと真剣に捉えていただいて、担当課のほうも努力をされているかと思うんですが、ただ、町の財政も非常に厳しいということなんですが、財政課長に再度お伺いしますけど、28年度のその不用額というのはどの程度になってますか、そこら辺、予定額で結構ですので、お知らせいただきたいと思っております。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

28年度の決算の見込みの関係でございますけれども、1月の臨時議会の時点でございますが、8億4,000万程度ということで見込んでいますところでございます。

今後につきましては、最終補正ということで、今、精査をしておりますけれども、これよりももう少し若干伸びる予定でいるところでございます。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

不用額が昨年も10億円上回ったところと思うんですが、不用額を充てればいいという話じゃないんですけど、合併直後からいたしますこの財政運営については、あの当時からいたしますと、若干、この緩和されていると、柔軟な対応ができるような財政構造になっているんじゃないかというようなふうに思うところがございます、そこら辺については、もう逐一申し上げる必要はないかと思うんですが、あとはもうその省庁がその人材センターに対してどの程度そういう手当、あるいは人材センターの位置づけをどのように考えるかということの意気込みの関係かと思いませんので、そこら辺、町長、心苦しいんですが、ぜひこれについてお願いしたいと思うんですけれども。

補助金の増額を含めてですね。内容を再度精査いただいて、検討いただくということで、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどからお答えしますとおり、このシルバー人材センターは、公益法人としての位置づけはありますので、その辺はまあ考慮をしますということは申し上げたところでありますが、ただ、町の全般的な財政運営というのは、やっぱりこの単年度に限らず、将来ずっと行政が続く以上は、安定したこの行政を運営をする必要がありますので、やはりこの将来展望においてどうあるべきかというのは、いろんな補助団体がありますので、その辺の均衡とか考えて運営をする必要があるかと思っております。

特定に、ということは、また、いろんな考え方もあるかと思しますので、その辺は総合的にいろんな視野から判断をさせていただきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

私も恐らくそういう立場になれば、そういう答弁しかできないんだろうというようなふうで考えているところがございます、非常に心苦しいんですが、いろいろそういう状況等については町長にも御理解いただいたというようなふうで思うところがございます、今後、やはり大きな課題になっております空き家対策の関係とか、特に保育関係については、本町の場合は余り待機児童もおりませんので問題はないかと思うんですけれども、墓の見守りとか、いろいろそういうことも計画をされておりますし、また町のほうと協議をされて、ふるさとさつま寄附金返戻金ということで、この空き家のほうの返戻金のかわりに空き家管理をしてもらうというような計画も多分御承知かと思うんですが、そういうものも新しく事業展開したいというようなことを考えてらっしゃるようでございます。

非常にこの空き家対策も人材センターのほうで管理をされるようになりますと非常に大きな改善が図られるんじゃないかと、こんなふうに私も期待いたしているところがございます、そこら辺の事業展開をするためには、やはり、その運営補助という捉え方ではなくて、事業補助というようなことで町のほうも空き家の実態等については調査をされておりますが、この辺の促進を図るためにも、その促進を図るためには、やはり町の補助、国の補助の増額、そういうものが必要かと思えます。

そこら辺にターゲット絞って、ぜひこの辺については町のほうも再度努力をいただきたい、あるいは、また財政課のほうも再度そこら辺の細部にわたって、事業の関係の内容をヒアリングでもして、査定をする必要があるんじゃないかというようなふうで考えているところがございます。

現在は、特にこの扶助費に関わる運営補助等の外郭団体の関係、これについては担当課のほうからも事情聴取しかしてないんですかね。財政課長、答弁お願いします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

運営補助につきましては、主管課のほうからのヒアリングという形で、その中でいろんな活動の内容と、または決算、そういった収支の状況につきまして提出を求めているところでございます。以上です。

○宮之脇尚美議員

そういう主管課のほうの意見、あるいはその資料等に基づいて査定をしているところでございますということですが、やはりその実態はなかなかお聞きしないと判らない部分はあるかと思えます。

ぜひ、再度そこら辺については、この資料等も人材センターに要求すれば、提供されるかと思えますので、そこら辺についての検討も再度お願いをしたいと思います。

ぜひ、町長、今後、このシルバー人材センターの存在価値というのを町長も十分認めていらっしゃると思いますので、そこら辺を今後改善がされるということを十分期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、宮之脇尚美議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。

3月6日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前11時19分

平成29年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

平成29年3月6日

平成29年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成29年3月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	税 務 課 長	丸田 忠 君
町民環境課長	三腰 善行 君	福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課長	中村 慎一 君	健康増進課長	四位 良和 君
農 政 課 長	上野 俊市 君	企業誘致対策室長	市來 浩二 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	水 道 課 長	岩元 義治 君
消 防 長	鱒坂 貞司郎 君	教育総務課長	角 茂樹 君
社会教育課長	中窪 啓二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 2 議案第 7 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 8 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 9 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 10 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 11 号 さつま町公民館条例等の一部改正について
- 第 7 議案第 12 号 さつま町学童館条例の一部改正について
- 第 8 議案第 13 号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第 9 議案第 14 号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 15 号 平成 29 年度さつま町一般会計予算
- 第 11 議案第 16 号 平成 29 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 12 議案第 17 号 平成 29 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 13 議案第 18 号 平成 29 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 14 議案第 19 号 平成 29 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 15 議案第 20 号 平成 29 年度さつま町上水道事業会計予算

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	6	さつま町個人情報保護条例の一部改正について
	7	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	8	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	9	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
	10	さつま町税条例等の一部改正について
	12	さつま町学童館条例の一部改正について
	13	さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について
	15	平成29年度さつま町一般会計予算(関係分)
		第1条 歳入歳出予算
		歳入
		1款 町税
		2款 地方譲与税
		3款 利子割交付金
		4款 配当割交付金
		5款 株式等譲渡所得割交付金
	6款 地方消費税交付金	
	7款 ゴルフ場利用税交付金	
	8款 自動車取得税交付金	
	9款 地方特例交付金	
	10款 地方交付税	
	11款 交通安全対策特別交付金	
	12款 分担金及び負担金(関係分)	
	13款 使用料及び手数料(関係分)	
	14款 国庫支出金(関係分)	
	15款 県支出金(関係分)	
	16款 財産収入(関係分)	
	17款 寄附金	
	18款 繰入金	
	19款 繰越金	
	20款 諸収入(関係分)	
	21款 町債	
	歳出	
	1款 議会費	
	2款 総務費(関係分)	
	3款 民生費	
	4款 衛生費	
	8款 土木費(関係分)	

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第1回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、2月24日提案がありました議案第6号から議案第20号までの議案15件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第2「議案第7号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第10号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第6「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」、日程第7「議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第8「議案第13号 さつま町敬老祝い金等支給条例の一部改正について」、日程第9「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」

○議長（舟倉 武則議員）

まず、日程第1「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から日程第9「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」までの議案9件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案9件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案9件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第10「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

○川口 憲男議員

総務課行政系の予算のところ、説明資料のほうで行きたいと思います。43ページの職員福利厚生費の予算が計上されておるのですが、この中に職員健康診断業務162万円が計上されておって、人間ドック未受診者約200人を対象に実施ということなんですが、この200人を対象にということは問題ないんですけど、未受診者が200人もいるということで実施されるのか、例年どおり職員の健康診断業務をされているんですけども、こういうところにこういう予算が、なぜ200人も受けない人がいるのか。

毎年あるいは1年おきの対応があると思うんですけども、こういうところに職員に対する健康チェックというか、していただくべきところがあるのですが、ここの内容をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○総務課長（崎野 裕二君）

健康診断に関する御質問でございますけれども、基本的に健康診断等につきましては個人の希望によりまして、人間ドックの申し込みをしていただきまして、集約しまして相手先の病院等々の調整をしながら、年間計画を立てて受診をしていただいております。これに受診できなかった者を対象に、健康診断を全員を対象に行うということでされているところでございます。

○川口 憲男議員

総務課長、健康増進課で町民に向けては71%、町の昨年健康受診率を進めて健康を目指すまちづくりをしている中で、職員の中では漏れた人とか医療を受けない人にこういうことをしていると。近年はそう見られないんですけど、数年前等を見れば、人間ドックを受けていらっしやらなかったのかどうかわかりませんが、こういう例えば大腸がん、あるいはいろんな検査等が少なかったのか、前立腺ですね。

退職されてから発病をされて、そこ何年かで死亡されるという方が非常に多くなっています。これは職員期間中に十分健康診断というこういう予算を組んであるわけですから、全職員がこういうところにももう少し力を注いで、担当課としても推進されるべき。

そしてまた、先ほど申し上げましたけれども、町民に対しては71%超の健康推進のドックあるいは診断を要望しているわけですから、やっぱり職員自らここあたりも200人の未受診者という表現が、ちょっと私は腑に落ちなかったんですけども、こういうことはもう少し職員間でも推進されるべき、あるいは各課長からも受診をするように促されるべきと思うのですが、その考え方はどうなのですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

先ほど申し上げましたとおり人間ドックにつきましては受診されるように、29年度であればもう年末あたりから希望をとりまして調整をしているところでございます。病院等との調整がつかなくて、希望があってもできないという場合もございます。

従来からしますと、受診者の数は増えてきていると思いますが、この受診者数を伸ばすためにも、28年度予算から人間ドック助成等もしているところでございます。これも含めまして健診等につきましては、全職員が何らかの健診を受けるようにはシステムとして準備ができています。

○新改 幸一議員

所管が違いますので1点だけ、農政課長にお伺いしますが、予算説明資料の128ページの畜産業費の関係で、全国に誇る和牛の産地という、ようやく看板の設置をするということで予算が計上されているようでございますが、この看板の設置場所を、どこを考えていらっしゃるのかちゅうのが一点と、看板の規模、縦横どれくらいの看板を考えていらっしゃるのか、看板の太さ。

それと、この80万円の補助なんですけど、これはもう行政だけの補助金で看板を設置されるのか。まあ、JAもある程度の負担をされるものか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思っています。

○農政課長（上野 俊市君）

農政課長。畜産の看板の関係等についてでございます。

この看板の関係につきましては、設置場所としましては、まだ具体的にどこは決めておりませんが、4カ所程度を予定しているところでございます。そうなりますと、当然、幹線道路沿いという形になろうかと考えているところであります。

それから、大きさについては現在のところ、畳3畳分程度の大きさを考えているところでございまして、この補助金の関係等につきましては、薩摩中央家畜市場管内2市1町、伊佐、薩摩川内市、さつま町で取り組むということで、この補助金についてはJA北さつまのほうに補助金を支出いたしまして、JA北さつまが約半額程度出して、これを設置するというところで考えているところでございます。

本町としては、今、4カ所程度ということで考えておりますけれども、全体的に何カ所になるかというのは、また今後詰めて行くところでございます。

以上です。

○岸良 光廣議員

所管が違いますので、まず説明資料の80ページで、戸籍住民台帳の費用が計上されているのですが、これと関連して、まず、今マイナンバーのカードを取得している方のカードの発行率が何%ぐらい、今あるのかちゅうのが一点と。

次に、82ページの太陽福祉センター運営費の中で、社会調査研究事業費から地域福祉事業まであるので、この6つの事業の大体、内容をもう一回説明してもらいたいちゅうのが一つ。

最後に、88ページ、これ金額はそんなに大きくはないんですけど、改良住宅管理費で出ているんですけど、報償費、需用費、役務費が出ているんですけど、これは維持管理に係る経費のみであると書かれているんですけど、具体的にどういうものがあるのか説明をしてください。

○町民環境課長（三腰 善行君）

まず80ページの戸籍住民基本台帳の経費の中でマイナンバーの交付率ということでございますが、マイナンバーカードにつきましては、今1,300名弱です町民全体で。交付の申請がなされて、個人に通知の取りに来てくださいというハガキを出したのが1,300名程度ということでございますので、まあ、我々とすればまだ大分少ないのかなと思っておりますが、カードが交付されているのは数字的にはそうところになります。

次の、太陽福祉センターの82ページですね、業務についての御質問でございますが、社会調査研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業でございますが、まず、センターに務めておられる指導員のほうが地域の中を巡回、あるいは面談・相談等に応じているわけでございますが、その中で生活の状態でありますとか、そういうのを調査している業務とあわせて、センターに来られる方々の相談業務に乗っているものでございまして、啓発・広報活動につきましては、ひまわり等の広報誌の発行等によりまして広報啓発事業になるかと思っております。

あと、交流事業につきましては、地域の方々とのスポーツ交流でありますとか、サロンでありますとか、そういうことの福祉の事業の中で交流を図っているところでございます。巡回事業につきましては、先ほど社会調査研究事業とかぶる部分もあると思うのですが、地域内を巡回する中で地域の方々の生活の状態等を把握するということの巡回事業でございます。

福祉事業につきましては、先ほど言いましたサロン等の開催等によります地域高齢者の方々の福祉交流事業を実施しているところでございます。

次に、88ページ、改良住宅管理費でございますが、経常経費のみであるということでございますが、全くそのとおりでございまして、報償費、需用費、役務費の3費目支出をする予定にしておりますが、報償費につきましては、そのこの住宅の管理に係る職員の経費並びに需用費は修繕は緊急的な簡易な修繕が出てきた際の修繕料です。ですから、今後、将来に向けての維持・営繕をするための大規模なものはもう今やっておりますので、そこに入居をしていらっしゃる方々が生活に支障が出てくるであろうということの修繕、簡易的な修繕に、出てきた場合に修繕の費用として支出をしております。

役務費につきましては、その建物の建物共済費です。保険料ということになっております。

以上です。

○岸良 光廣議員

説明は大体予想しているのですが、ただ一つだけ、まずマイナンバーカードは1,300人ということは非常に少ないんですが、その辺は今後どういうふうにされていくのか。特に、私も実際カードは申請していません。特に、高齢者の方々の場合、カードの発行することによっての2次的トラブル等の発生率が高いちゅうのも予想されるんです。その辺を今後どうされていくのかちゅうのも一点聞きたいのと。

それから太陽福祉センターの事業費の中で、周辺地域巡回事業という私は全く理解できないんです。特に、今の現状を町民課が、公民会長なんかとうまく連携しているのかどうか、特に、以前からも今、公民会の体制が変わりまして、民生委員の方々が地域を旧3公民会ありましたので、現在、当初2名でしたけど3名の方が地域のそういう方々の巡回も定期的にやっているんです。その中で周辺地域巡回事業というのは、これはどういう意味を持つのかなというのが不思議なもので、この辺についてもう一点伺いたいというのと。

それから、住宅のこの今課長が説明されたとおり、修理等が出てきた場合というのがあるんですが、ただ、ここにもう一つだけ、今、住宅の今後について以前も町長に聞いたことがあるんですが、空き部屋等もかなり増えているんです。その辺を棟といいますか、住宅の入居されているところで空き家になっているところ、これが非常に点々と点在しているんです。この辺を今後まとめていかれる考えがあるのか。例えば、もう住宅の更新はしないというのは私もわかっているんですけど、現在のそういう住宅が1棟に実際例えば部屋が6部屋あったとして、そこに1軒か2軒しか住んでおられない。また別の棟にもそういう状況がある。そうした場合にそれ全体をそうしていくのか、あるいは集約をして1つの棟にまとめていく考えがあるのか。今のままでいくのか。

なぜこういうことを言うかといいますと、実際、外灯があるところとないところがものすごい夜のなると防犯上いろんな問題が生じてくると思うんです。特に、住宅のあるところ周辺に住宅があればいいんですけど、場合によっては裏のほうに入ると、もう誰が来てもわからんような状況の住宅もあるんです。その辺を今後どういうふうにされていこうと考えておられるのか、その辺をお聞かせください。

○町民環境課長（三腰 善行君）

まず、マイナンバーの普及に関する御質問でございますが、御存じのようにマイナンバーのカードについては個人の意思によって申請をされるわけですので、まだとられてない方は必ず取ってくださいということは言えないわけですが、やはりだんだん税の関係であるとか、福祉の申請の関係であるとか、マイナンバーを教えてくださいという手続き上必要になって来られる状態

になったときに、「カードをとらんやいかんたろかい」というような御質問も、よく窓口のほうに問い合わせがあります。

カードをつくるということは、身分の証明になるものとして、免許証であるとか、そういうものを顔写真のついたパスポートであるとかいうものかわりになりますよと、それも含めてマイナンバーカードが一つあれば身分証明となるものとして手元に置けますよということの意味合いも大きいと思います。

そういう意味において、あらゆる申請に関しましては、番号がわかれば申請手続きはできるわけです。必ずしもカードを持ってないといけないということにはならないわけですので、通知カードをなくしておらなければ自分の番号は認識をされるわけです。「通知カードもどこにやったかわからんと、よかふうに直し過ぎた」と問い合わせもございます。そういう方々には住民票をおとりになって、マイナンバーカードのついた住民票をとってくださいというようなことで、番号だけはわかりたいのであればそれで充分ですよと。今後、身分証明になるそのカードまでつくりたいのであれば、新たにまた、申請をしないといけないですよというふうなことで御案内をしているところです。

高齢の方々とか、やっぱり今さらそのカードまでつくらんでもというような方々については、もう早急に番号が必要であるというのであれば住民票をとっていただいて、ナンバー付きの住民票をおとりいただければそういう番号はわかりますよというような形で、お知らせをしているところです。

今後においてはその通知カードをなくされた方々もいらっしゃると思いますので、カード申請にかかる必要性という部分についても、まだ住民の方々に十分周知できているのかというのは、疑問をする面もございますので、そこらあたりについてもカード申請に係る啓発というのは進めていかなければいけないのかなというふうと考えているところです。

次に、太陽福祉センターの運営事業費の中で、周辺地域巡回事業ということで民生委員さん方も巡回をしているんだがということでございますが、当然、業務として民生委員の方々も巡回をしていらっしゃいます。うちの指導員が二人とも今、民生委員も兼ねておりまして、その両方の業務が兼ねられている感じもしないでもないんですが、今後、指導員が交代したりする場合には、民生委員さん方との連携も含めながら、地域巡回活動というのは進めていかなければならないのかなというふうと考えているところでございます。

次に、住宅ですね。改良住宅の管理についての御質問でございます。

おっしゃるように、今お住まいになられている部屋が棟ごとにはばらばらになっております。空いているところがやはり長年空き状態にあるものですから、そこにまた移って住まわせるということになりますと、それなりの改修経費が出てまいります。

棟をまとめて管理するというのが管理上はよろしいのかなと思うんですが、そこにまた1棟にまとめることに対する経費というの、また出てくるものですから、やはりもう今住まわれているところを、今の状態で住んでいただくと。空きになった状態で、そこは政策的にもう空きの状態でいくという形で、今の状態で管理はしていく考えであります。

防犯上、非常に危ないといえますか、よくない状況にあることでございますれば、やはりそこらあたりの管理のあり方ということについては、今後、やはり危険が及ばない形で見直しをしていくということになっていくかと考えているところです。

以上です。

○岸良 光廣議員

今、その職員が民生委員も兼ねているというのがあったんですが、これは本町の職員ですか、

それともセンターの職員なんですか。というのが、センターの職員は、民生委員は交代しているんです。センターの職員は民生委員ではなくて、センターの方々が今まで民生委員を兼ねておったんですが、やめたいということで、新たに3名の方が今なってるんです。だから、その辺の民生委員を兼ねているというのが、本町の職員の方がそうされるのであれば判るんですけど、センターの方はもう民生委員の役割は全く果たしてないんです。

その辺をちょっと教えてください。

○町民環境課長（三腰 善行君）

失礼しました。今まで、長年民生委員と一緒に兼ねてセンターの職員の方々が民生委員を兼ねていたということですね。今度、交代されたということですので、今後は地域のその民生委員の方々が巡回をされるのはもう当然のことですけれども、センター職員はもう民生委員を外れたということですので、地域のその巡回をすることに関しては、民生委員の部分はもう外れていますので、センター職員としての巡回に専念するという形にはなると思います。今度の交代で民生委員は二人とももう勇退といいますか、別の方に交代をされたということでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○宮之脇尚美議員

予算書の95ページから96ページ、この商工費に関連してお尋ねをいたしますが、この自然体験型のDMO観光推進事業ということで、96ページに観光推進事業補助ということで、1,500万円上がっているかと思えます。

これは多分、DMOかと思うんですけれども、町長にお尋ねいたしますが、先般も全協の中でDMOについては町長のほうから、る説明を受けたところでございますが、先般も出たかもしれませんが、曾木の滝からダムまでの道路の改修・改良見込みというのは、今のところはどうなっているのか。多分、町長も先般も県の方にも要請をいたしましたというようなことも話があったかと思うんですが、そこら辺の状況について、見込みについてお尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

ダムのこの県道であります鶴田大口線でございますけれども、これにつきましては、過去におきましても平成9年に地震がありまして、土砂崩壊ということで、いわゆるダムの操作というものを非常に心配をされた時期がございました。したがって、国の国交省のほうに、もう直接、関係の代議士のほうにもお願いしながら、伊佐市と一緒にこの危機管理道路だという意識を持って、この国のほうでも責任を持って改良について御配慮をいただきたい。

県道ではありますけれども、そういうことをやらねばならないと、もしもの場合に、この雨季の大雨のときなんかは、この土砂災害が来てダムの操作ができないとなるとこれは大変なことになりますよということで、お願いをいたしましたところでございます。したがって、国の社会資本整備交付金というのがありますので、それのお金を県のほうに交付をいただいて、県道ですから県の方でこの施工していただくということの方向づけはやっていただいたところであります。

ただ、これについては県の方も10億円ぐらいかけてカーブカットとか、そういうことをやっていきたいというような方向は出たんですけども、ちょうどこのダムの再開発が始まったものから、しばらくはこの工事がちょっとできない状況になっておりますが、ただ、鶴田ダムの再開発の中で、いわゆるダムのこの貯水量とか今までの1.3倍となると、今までのこの水の貯める量が高低差がかなり出てくると。そうなるダム堤の、堤の土手が浸食をされて地滑りをするおそれがあるというようなことがあって、それについてはこの重量がある、そういう山については上の方向に取り除かにやいかんというのがあって、そういう土砂の排出をせんないかんという

ことがあったりして、しばらくその工事のためにそういうカーブカットはできるところはやりましょうと、そういう方向になったところでもあります。一部はできたところもあるかと思うんですけども、本格的には、まだ当初のそういったダムの工事は終わってないものですから、まだこれからという段階でございまして、これについては引き続き、国のほうも県の方にも要望をいたしているところでございます。

今のところ、橋もものすごくたくさんあるものですから、これについても長寿命化計画を立てていただいている。それについては逐次もう整備が行われつつあるところでもあります。

○宮之脇尚美議員

ただいま町長のほうからありましたように、昨年のもだったですか、鶴田ダムのほうから議会へ開発関係についての進捗状況の説明がございました。

このときに私もちょっとお尋ねしたんですが、町長からありましたように、先般の平成18年の水害を受けて、以前からこの道路の関係については強く国にも要請をいたした経緯があったところとございまして、いわゆる町道あるいは県道として、町と県が管理をする道路の中で、その鶴田ダムの国の施設を管理するのは非常にこう難しいと。

いろいろ道路については、その通行については確保をしてくれということで、当時から非常に強く要請をされまして、町のほうも努力をしたんですが、何とか林道を開削ができて、ダムのほうも同時にされたんですが、何とか通行できるような状況になったところでもあります。

先般、ダムのほうにお尋ねしたところ、国で何とか、その一本だけでもいいから、この国のダムの管理道路として、最低限その国の責任として設定すべきではないかというようなことも申し上げたんですが、国としては全くやる考えはないというようなことで、はっきり所長さんもおっしゃっておるようでございます。

県道と町道ですから、当然、その国がすぐやりましょうということにはならないかと思うんですが、当時の本省の感触からいたしますと、やはりそういうものが全国各地でやっぱり問題になっているようでございまして、ぜひ、ここら辺については、県の方も今後のやはり今年度の予算も相当縮小しながらも大きな事業等の検討を加える、そういう委員会等の設置も予算化されているようでございますが、ぜひ、県の方もそこら辺の管理の関係を含めてダム管理というのが一番メインになってくるかと思えます。

当然、このDMOのほうの観光推進もやらなければならないんですが、いかなる場合でも、やはりこの鶴田ダムというのはああいいう水害等を未然に防止をすると、あるいは大雨のときの防水をするというのは、対策を練るといのは非常に大事なことですし、緊急の場合にも、そういったものを管理といのは非常に大事な部分がございます。

この観光推進も非常に大事なことなんですけども、そこ辺の防災を含めて、再度また、国や県にぜひこれについては強く要望していただくように、これは要請をいたしておきたいと思えます。

長寿命化対策で橋梁を改修をとということなんですけども、観光への面で考えますと、当然、大型は通れないだろうというふうに考えられますし、そこら辺も含めて県のほうにはトンネルも多分、乗用車が1台分ぐらいしか通れないトンネルも1本か2本かあるようでございますので、そこら辺も含めて、非常に大きな事業になるかと思うんですけども、ぜひ強く要請等をお願いしたいと思います。

以上です。

○町長（日高 政勝君）

御意見をいただきましたとおり、ちょうどダムの再開発もこの29年度で終盤を迎えるという段階になりましたので、これについては、これまでも県とか国のほうにはお願いをしてきており

ますので、引き続き、この県道として橋梁を含めて道路のこの拡幅についても強くまた要請はやってまいりたいと思っているところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

2つほどお尋ねいたします。

○議長（舟倉 武則議員）

何ページけ。

○平八重光輝議員

46ページの地域おこし協力隊であります。本来なら4月から来ていただければ一番スタートにもいいんだろうと思うのですが、目途として、大体いつごろから活動していただくようなふうにするのか、お尋ねします。

それともう一つは、112ページでございます。消防費の中で説明書の中に、本体の改修費ということで4,000万円ほど上がっております。これは町長にお尋ねしますが、今のところ次期町長はほぼ99.9%間違いないようですので、お尋ねしますが、28年度もたしか記憶はさだかではありませんが、四、五千万円使って改修をされたと思います。

また、来年度29年度もまた4,000万円ほど計上してありますが、もう三、四年で1億円を超えるようなお金がかかっているんじゃないかと思えます。改修はこれで終わるのかどうか。終わるんであればいいんですが、また何年間に一回ぐらい必要であるのであれば、新たな庁舎をつくるというのも検討してはどうかと思うんですが、その辺のお考えはどうか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

地域おこし協力隊については、既に本町においでをいただいて、いろいろともう活動を実施をされておるところであります。具体的ところは、また担当課長から答えさせていただきます。

この消防庁舎のこの改修工事でありますけれども、本年度から来年度にまた4,000万円の改修工事を計上いたしておりますけれども、一応3カ年の計画で一応それぞれの部署について、計画を立てているところであります。もうこれだけお金を入れたら新築はどうかというお話ですけれども、やはりこの新築となりますと、また相当な経費を要するというようなことで、こういう改修工事で、またいわゆる長寿命化ができるんじゃないかということでこの改修工事に努めているところでございます。非常にクラックが入っておったり、56年だったんですかね、建設をいたしましたのは、それから相当経過も経っておりますので、塗装とかあるいは雨漏りの改修等々を計画をいたしておるところでございます。来年まで、30年までかかる予定でございます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは地域おこし協力隊の関係につきまして説明をさせていただきます。

一応、29年度の当初予算におきましては、3名の地域おこし協力隊に係る経費を計上しておりますが、1名は昨年度の11月に着任をされた方の経費でございまして、残り2名につきまして、29年度募集をかけて設置を進めていきたいというふうを考えているところでございます。

現在、1名の方がちょっとさつま町のほうに興味を持っていただいております。今、公募もかけておりますので、公募の期間が終了いたしましたらその方に働きかけをしながら面接して着任の時期といったものを整理をしていきたいというふうを考えておるところでございます。

そういうことで、相手があることでございますので、一人は12月分の経費を見ておりますけれども、残り二人につきましては、8月分の2名分という形でやっているところでございます。そ

ういうことで順次募集をかけながら着任について進めていきたいということで、今のところ1名の方がちょっと興味を示されているという状況でございます。

以上です。

○新改 幸一議員

もう一点、農政課長にお伺いします。説明資料の121ページ、さつまのうまい米づくり推進事業の関係で、町技連会への委託料50万円ということで予算を計上してありますが、この全体的な質の向上を行うということの理由は判るんですが、前々から言っておりますように、さつま町の米、おいしい米という一つのキャッチフレーズの中にヒエ田をつくらない一つの運動をやりましょうというようなことも、何回も言っているんですが、技連会あたりはこの委託料の中でそういう形のさつま町全体の地区によっては、このそういうヒエ田の多いところ、そういう中の具体的な今までと違った形で技術員の方々が動いていただけるというふうに解釈をして、こういう50万円も組んであるのか、そこあたりの見解というのを教えていただきたいと思います。

○農政課長（上野 俊市君）

さつまのうまい米づくり推進事業の関係についてでございます。

今、新改議員のほうからありましたように、本町におきましては県内でも有数な主食用米の産地でございます。しかしながら近年におきましては、ただいま質問がありましたようにそういう雑草等の関係、それから病害虫等の関係ということで、非常にこの一等米の比率も低下してきているところであります。

昨年度におきましても3割から4割という一等米の比率というようなことで非常に危惧いたしているところでございまして、これを何とかしないといけないということで、29年度はこの町の農林技術協会、技連会の普通作物部会でここあたりの検討を進めてまいりました。その中では、やはりこの防除が難しい雑草、それから薬剤の抵抗性があるこの病害虫が今後増えてきているというようなこともございまして、これに対する対策ということで、栽培技術、それから新規薬剤、それとあと肥料等のこの実証、それから適期防除や適期作業の周知を行いながら、食味それから品質の向上を図るということで進めたいと考えております。

対策としましては、町内の5カ所程度にこの食味のいい米、この生産実証圃というのを設けまして、薬剤や施肥の見直しを行い、それから防除が難しい雑草、それから薬剤の抵抗性を持つ病害虫の被害を防ぐということで、この実証圃をつくって、そこで実際にこの新しいそういう取り組みを進めていきたいと考えております。

それから適期の防除や適期作業の関係等については、従来、防災無線も使っておりますけれども、さらにこの防災無線に加えまして、文書発送等による周知、それから実証圃の近くにこの周知の看板等も立てまして、実際、その補助についてはこういう取り組みをやっているんだというのを、実際この周知をしながら広めていきたいと考えているところであります。

この掲載の関係については、大体5本から10本程度看板を立てまして、そういう適期の時期それから、今、防除についてはこういう薬剤等を使ったほうがいいですよというのも実際、こうお知らせしながらしていきたいと考えているところであります。記事の内容等については、5月から10月程度は月2回程度お知らせの内容を変えながら、それからまた11月から4月の農閑期におきましては圃場の管理と、そこまで含めて対策をお知らせしていきたいと考えているところであります。

非常に地道な取り組みという形になりますけれども、少しでもそういう取り組みを広げていながら、やはりこの主食用米の産地としてもう一回取り戻していきたいと考えているところであります、これはもう技連会の中でも、最重要な課題という形で捉えて進めていきたいと考えて

いるところであります。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第11「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第12「議案第17号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第13「議案第18号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第14「議案第19号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第15「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第15「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

介護保険課長にちょっと1点だけ、これは説明資料の37ページの介護保険事業特別会計のところの介護保険料なんですけれども、一部、私もそこまでちょっと知らなかったんですけど、川内市から比べたら非常にさつま町は介護保険料が高いんだという話をちょこっと聞いたんですけど、この介護保険料の算定基準といいますか、これはどのようなふうに基づかれているのか、わかっておれば説明をしていただきたいと思います。

○介護保険課長（中村 慎一君）

介護保険料であります。ちょっと薩摩川内市の保険料の金額につきましては、ちょっと手元に資料がありませんけども、たしかさつま町の場合は今5,900円ですが、薩摩川内市は六千幾らだったというふうに記憶をいたしております。

介護保険料そのものは3年間を一期といたしまして、保険給付等に要する費用等を推計算定をいたしまして、それを被保険者の65歳以上の財源率で案分をした金額ということになりますので、例えば施設とかいろんなサービス受給者等々がこの多くなりますと、その部分で費用が増えますので、もし例えばその施設を1カ所増設をするといったようなことになると、そこらの部分等に係る給付費用等を算定すると、そしてその中で65歳以上の22%の財源の比率であります。それを掛け合わせて金額を算定すると。月々の金額を算定するということになっておりますので、給付費用が高い市町村については、保険料は高い。そしてまた給付費用等が余りかからない市町村にあっては保険料が安くなるといったようなことであります。

でも、現在進めておりますのはこの高齢者の元気づくりといったようなことで、この保険給付よりも予防という部分でのその取り組みを進めながら、この給付に係る費用等を少なくしていきましようといったような、そういう普及啓発活動事業等を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から3月9日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月24日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時16分

平成29年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

平成29年3月24日

平成29年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成29年3月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	崎野 裕二 君
企画財政課 長	押川 吉伸 君	税務課 長	丸田 忠 君
町民環境課 長	三腰 善行 君	福祉課 長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課 長	中村 慎一 君	健康増進課 長	四位 良和 君
農政課 長	上野 俊市 君	商工観光課 長	羽有 郁夫 君
企業誘致対策室 長	市來 浩二 君	建設課 長	三浦 広幸 君
水道課 長	岩元 義治 君	消 防 長	鱒坂 貞司郎 君
教育総務課 長	角 茂樹 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 2 議案第 7号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第10号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 6 議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について
- 第 7 議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正について
- 第 8 議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第 9 議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について
- 第10 議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算
- 第11 議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第12 議案第17号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第18号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第14 議案第19号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第15 議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算
- 第16 議案第23号 さつま町職員定数条例の一部改正について
- 第17 議案第24号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第25号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第10号）
- 第19 議案第26号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第27号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第28号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第22 議案第29号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第30号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について
- 第24 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第25 議案第32号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第26 議案第33号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第27 議案第34号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第28 報告第 1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について
- 第29 報告第 2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第30 行財政改革対策調査特別委員会報告の件
- 第31 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第1回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

なお、常任委員会審査の過程で、付属説明資料に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申し入れを受けて審査が行われております。配付のありました正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

△日程第1「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第2「議案第7号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第10号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第6「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」、日程第7「議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第8「議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」、日程第9「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」、日程第10「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」関係分、日程第11「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第12「議案第17号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第13「議案第18号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第14「議案第19号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第15「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から日程第15「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案15件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、「議案第7号 さつま町個人番号

の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、「議案第8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第10号 さつま町税条例等の一部改正について」、「議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正について」、「議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」、「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第17号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第18号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第19号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」以上の議案12件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日に施行されることに伴うものであります。

改正の主な内容として、情報提供記録等を訂正した場合の通知先に、条例に基づく事務関係情報照会者及び事務関係情報提供者の追加、条ずれによる引用条項の整理等であります。

次に、「議案第7号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日に施行されることに伴うもので、内容は引用条文の号ずれの整理であります。

次に、「議案第8号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、地域おこし協力隊員の報酬を削除し、新たに民間隊員を加えた鳥獣被害対策実施隊に係る報酬を追加しようとするものであります。特別職は、厳密には地方公務員法で規定されている8項目に限定されており、地域おこし協力隊員はこれに当たらないとの指摘を総務省から受けたことから、一般職非常勤職員として位置づけするものであります。また、鳥獣被害対策実施隊については、これまで職員で構成しておりましたが、平成29年4月1日から新たに民間隊員を加えた制度として設置するもので、実施隊の班長を月額5,000円、班員を4,000円に定めるものであります。

次に、「議案第9号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、消防職員が緊急消防援助隊として出動する際の特殊勤務手当について規定するものであります。緊急消防援助隊は、大規模災害が発生した際、消防庁長官の指示等により全国の消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施する組織であります。業務に従事した場合、1日につき3,000円の特殊勤務手当を支給しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。今回の条例改正は、消費税率10%引き上げの2年半延期を定めた税制関連法案が施行され、地方税法及び地方税法等の一部を改正する等の法律が改正されたことから、消費税率引上げ延期等に対応した条項等の改正を行うものであります。主な内容として、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の制度適用期限を平成31年6月30日までの居住から平成33年12月31日までの居住に延長し、法人町民税の法人割の税率引下げに係る規定及び軽自動車税の環境性能割の導入に係る規定の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期するものであります。また、軽自動車税のグリーン化特例については、適用期限を1年間延長するものであります。

質疑の中で、さつま町内で軽自動車税のグリーン化特例の対象となる車両は何台あるのかただしましたところ、現在のところ、対象車両として約300台の登録があり、総額100万円程度が軽減されているとのことであります。

次に、「議案第12号 さつま町学童館条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、鶴田地区に鶴田学童館を設置することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。鶴田学童館は、旧開発電気株式会社の事務所跡地を旧鶴田町が譲渡を受け、現在、つるだ同朋子ども園による児童預かりが実施されている施設であります。

質疑の中で、現地調査を実施した際、鶴田学童館が予定されている施設は、建設から30年以上経過しており、外観の痛みも目立つことから、施設の老朽化対策についてただしましたところ、平成29年4月から鶴田学童館として行政財産に用途変更されるため、所管の福祉課による修繕や補修が計画されており、学童館の環境として問題がないよう対応していくとのことであります。

次に、「議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、さらなる高齢社会の進行に対応するため、敬老祝金等の額を変更しようとするものであります。主な内容は、100歳到達者を現金8万円から6万円に、105歳到達者を記念品から現金7万円に改正するものであります。

質疑の中で、本町の将来人口推計からも財政的な負担を考慮して祝金の額を変更することは理解できるが、その結論に至るまでにはどのような協議を行ったかただしましたところ、本町では現在、80歳、90歳、100歳、105歳、110歳の節目で祝金等を贈呈する制度を設けているが、今後もこの制度を末永く維持していくことを念頭に協議を重ねてきた。現行の制度では105歳到達者に記念品を贈呈しているが、家族から現金の祝金を望まれる意見が多かったことや、105歳到達者の記念品の楯は特注品のため近年8万円程度に単価が上昇していること等を総合的に判断し、制度の見直しを行ったとの説明であります。

次に、「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項地域振興費、ふるさとさつま応援寄附金事務費については、事業費3,227万5,000円が計上されています。平成27年度からクレジット決済の導入や返礼品の充実により、寄附額が前年度比約3倍となっておりますが、他の市町村より伸び率が低いため、今後も事業者と連携しながら返礼品の充実へ努め、リピーターの確保など寄附金の増額を目指すものであります。

質疑の中で、総務大臣が自治体間の競争の過熱や、制度の趣旨に沿わない返礼品は是正する必要があるとの認識を示しているが、本町の返礼品の選定はどのような状況であるかただしましたところ、ふるさと応援寄附金の制度開始時から、返礼品は豪華にならないよう通達を受けている。一方で、この制度を活用して地域の活性化と財源確保に努めるよう指導も受けている。現在は自治体間での競争となっているが、本町の返礼率は諸経費を含め5割程度としているため豪華な返礼品は選定していない。寄附額は平均5万円を超えており、最近では薩摩切子の希望者が多くなっているが、人気の返礼品は、完熟マンゴー、蜂蜜、牛肉などである。しかし、完熟マンゴーや蜂蜜については数量が限られるため、多くの寄附を受付できない状況にあることから、たくさんの希望者に対応できる返礼品の開発を事業者と進めていくとのことであります。

次に、2款1項庁舎管理費の本庁費には、本庁舎の電気料金として1,114万円が計上されています。平成29年4月から、本庁舎では新電力会社による電力供給が開始されることに伴い、年間265万5,000円の削減効果が見込まれるとの説明であります。

質疑の中で、大規模な災害等が発生した場合、新電力会社に対応できるのかただしましたところ、災害等が発生した場合、送電線や庁舎外で発生した停電については、九州電力が責任を持つ

て対応し、庁舎の敷地内で発生した停電は、町が自ら原因を調査し、復電させることとなっているため、今後、九州電力から新電力会社に変更した場合でも、このことは変わらないとの説明であります。

次に、3款1項介護保険対策費、介護保険対策事務費には、生活支援体制整備事業として、第3層生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員の謝金67万円が計上されています。地域支え合い推進員の報酬として、一般会計から一人あたり5,000円を計上するもので、このほかに介護保険事業特別会計からコーディネート料として、1回あたり3,000円から2,000円の介護報酬が支払われるとのことであります。

地域支え合い推進員は、国が進める介護保険制度の総合事業の一環として取り組むもので、地域の中で支援が必要とされている高齢者に対し、見守り支援や介護予防等に取り組むリーダー的な役割を担うものであります。平成29年度末までに県内の全市町村において開始される制度であり、本町では現在46名が選出されております。

質疑の中で、介護保険課は地域支え合い推進員に対して、どのような業務を委嘱するのかただしましたところ、地域支え合い推進員は、介護や支援が必要な方が住みなれた地域で安心して生活するための地域づくりのキーパーソンとなる存在である。高齢者が自宅や地域の中で自立して生活していくための支え合い活動や、生活支援ボランティアの育成、行政との連絡調整など、地域支援の中心的な役割をお願いするとのことであります。

この答弁を受けて、福祉課の在宅福祉アドバイザー、健康増進課の健康づくり推進員に加え、新たに介護保険課の地域支え合い推進員の選出を地域の公民会に対して要請することになるが、現時点でも、ひとりで複数役を兼ねる状況が発生している。平成30年度には3つの役職を一本化する計画であるとのことだが、過疎高齢化の進む小規模な公民会では引き受け手を見つけられず、公民会役員の心労は計り知れない。

地域の体制づくりについては、総務課の審査においても、町全体的な視点で取り込まれるよう求めたところである。今回の制度の趣旨は理解できるが、説明されたような重要な責務を担う地域支え合い推進員を、地域だけに任せるのは現実的に難しい面もある。今後は、民生三課をはじめ、総務課、社会教育課が連携し、地域の実情を十分配慮しながら推進されるよう要請いたしました。

次に、9款1項常備消防費、緊急消防援助隊等災害派遣費には、南海トラフ地震等、大規模災害発生時の緊急消防援助隊派遣経費として、127万9,000円が計上されています。

さつま町消防本部は緊急消防援助隊として、救急隊1隊、消防隊1隊を登録しており、鹿児島大隊の川薩北薩ブロックの代表消防本部である薩摩川内市消防局の指揮の下、災害発生自治体に出動するものであります。

質疑の中で、通常の訓練とは別に、緊急消防援助隊として合同の訓練を実施しているのかただしましたところ、平成28年度は九州ブロックの合同訓練が長崎県で2日間開催され、野営訓練や救助訓練等を実施している。合同訓練では、鹿児島県内の各消防本部の隊員間の連携が強化されるため、実際の災害現場でも生かされるものと考えられるとのことであります。

歳入では、20款諸収入、社会福祉費貸付金収入には、平成9年地震災害援護資金貸付金元金収入として、2万円が計上されています。

平成9年に発生した鹿児島県北西部地震の被災者に対する貸付金について、未償還があることから歳入予算に計上するものであります。借受人については、本人や保証人が死亡しているケースが多く、弁護士や裁判所とも協議を続けているが、回収は非常に厳しい状況であるとの説明であります。

質疑の中で、回収の見込みのない債権を約20年も保有している状況だが、なぜ債権放棄を検討しないのかただしましたところ、現在、さつま町債権対策委員会において、債権管理条例の制定を検討している段階であり、他の部局と足並みを揃える必要もあることから、福祉課単独で地震災害援護資金貸付を債権放棄するまでには至っていない状況にあるとの説明であります。

この説明を受けて、回収不能の債権については、弁護士や裁判所との協議でも解決策を見いだせておらず、指導を仰いでいた滞納整理指導官も不在であることから、行政自身が、さつま町債権対策委員会等において、十分協議すべきであり、早急に対応策を講じるよう要請いたしました。

なお、一般会計予算の議案審査にあたっては、本報告書に掲載されていない事項につきましても、十分な審査を実施いたしました。

次に、「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等が、歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が38億2,421万5,000円となっております。前年度当初予算と比較すると6,553万9,000円、約1.7%の減額となっております。

歳入の9款1項他会計繰入金、財政安定化支援事業繰入金9,479万6,000円のうち、3,000万円は法定外分として一般会計から繰入れるもので、前年度当初予算と比較すると1億円の減額となっております。

次に、「議案第17号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金等が、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が3億2,730万円となっております。前年度当初予算と比較すると985万円、2.9%の減額となっております。

質疑の中で、重複頻回受診者への訪問指導について、具体的にはどのような指導を行っているかただしましたところ、重複頻回の基準は、同じ診療科目で異なる医療機関を月3回以上訪問することであるが、その状態が3カ月以上継続した場合、指導の対象となる。鹿児島県後期高齢者医療連合会から毎月送付される対象者リストを元に、健康増進課の看護師等が訪問して指導を行っているが、病院を自分の居場所としている場合など難しいケースも多いので、対象者との間に信頼関係を築きながら指導を行うよう努めている。また、地域において、ころばん体操教室やふれあいサロンなどに足を運ばせるよう促し、地域の中での自分の居場所づくりに取り組んでいるとの説明であります。

次に、「議案第18号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費等が、歳入では、介護保険料、国庫支出金のほか、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が33億3,441万2,000円となっております。前年度当初予算と比較すると、4,749万3,000円、1.4%の減額となっております。

歳出の3款3項包括的支援事業・任意事業費6目地域ケア会議推進事業費については、新規事業として84万5,000円が計上されています。

地域ケア会議は介護保険法で制度的に位置づけられたもので、これまで専門職や関係者が集まり個別に開催してきたケア会議を母体としながら、町全体で包括的ケアシステムを実現するために地域ケア会議の取り組みを推進するものであります。地域支え合い推進員による地域での活動をエリアごとにまとめ、町全体の地域ケア会議につなげる制度として構築していきたいとの説明であります。

次に、「議案第19号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、施設管理費、公債費等が、歳入では、使用料のほか、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が4,582万7,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、287万8,000円、5.9%の減額となっています。

最後に「町税の徴収対策」について、特に町長の見解を求めたところであります。

軽自動車税の農耕用トラクターやコンバインの課税状況について、税務課の説明によると、町民からの申し出を受けてから課税され、申し出が無い場合は課税を免れることが可能であるため、税の公平性の観点から疑問を感じた。旧町時代は、担当課の職員による実態調査や広報活動が行われており、徴収対策においても効果があった。町長は、軽自動車税の適切な課税に向けて、チラシの配布等による広報活動を実施する考えはないかたまたましたところ、軽自動車税において農耕用でも軽トラックはナンバーを付けているが、コンバイン等は真面目に登録された方とそうでない方がいるようである。税の公平性を考えると、課税客体を正確に把握することが必要であることから、担当課がしっかりと確認しながら対応していきたい。また、納税者としての意識を高めていくことが大切であることから、指摘されたように町民への周知・啓発活動を実施していきたいとの答弁でありました。

その答弁に関連して、固定資産税の課税について、家屋があれば宅地と見なされ6分の1課税が適用されるが、家屋を撤去した後は6分の1課税を終了し、評価額の70%程度を課税するとの説明であった。一方、宅地の手入れを全くせず、現況が原野状態となった場合、みなし課税により宅地から原野で課税するとの説明であった。投資して善良な土地の管理をするより、土地の管理を放棄したほうがみなし課税の恩恵を受けるため、税の不公平感が生じているが、町長はこの状況をどう考えるかたまたましたところ、土地の課税地目については、地方税法の規定に基づき適正な課税に努めているところであるが、空き家等の所在する土地への課税の件については、空き家条例制定時から関係課において十分な検討を行うよう指示しているものの、まだ、課税の見直しの段階まで至っていない。廃屋状態の宅地については、6分の1課税を撤廃したほうが良いと考えている。また、空き家を解体した場合でも、宅地の減免をしたほうが住民の理解も深まり、解体撤去も進むと考える。人口減少が進行する中、空き家の有効活用を図るためにも、町税の公平、公正な徴収対策に努めていきたいとの答弁でありました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」、「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」関係分、及び「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」

以上の議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」であります。条例公民館のうち、佐志地区公民館を廃止し、その機能を交流館として活用することに伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、同時に協議を進めてきた山崎地区公民館の協議が整わなかった一番の要因と今後の進め方についてたどりましたところ、何回となく協議の場を設けてきたが、山崎地区公民館は山崎三区の拠り所であり、宮之城地区とは一線を画している。さかのぼれば、旧宮之城町との合併時代までの話になり、山崎三区はこのまま残していただきたいと強く要望されているのが1番の要因であるとのことであります。

また、今後の進め方については、今回佐志地区公民館が条例廃止になることを踏まえ、平等性を図る観点から山崎地区公民館も条例廃止の方向で進める必要があると思われるので、山崎区、久富木区及び二渡区の各区で公民会長を含めた個々の協議の場を設けるなどして、平成29年度中には方向性を見出していききたいとのことであります。

次は、「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」であります。指定管理期間を4年間とし、佐志区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。なお、指定管理期間については他の交流館が平成28年度から平成32年度までの5年間となっていることから、最終年度を平成32年度に統一し、既に佐志区公民館との間で仮基本協定書を締結しており、議決後に本協定書となる流れで進めているとの説明であります。

次は、「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

6款1項農業費の担い手育成費には、さつま地域農業管理センター及び本町が行う新規の農地集積に係る農用地利用集積促進事業奨励補助金60万円が計上されています。

質疑の中で、農地中間管理事業の地域集積協力金等の補助単価が減少する中で、今後農用地の利用集積をどのように進める考えかたどりましたところ、国においては農地の80%を認定農業者、認定新規就農者及び集落営農等の担い手に集約する計画を掲げている。利用条件のよい農地は借り手も見つかるが、本町のように山間・迫田の多い地域では借り手が見つからない現状を考慮し、最終的には50%から60%を目標に地域での集積を進めようと考えている。ただし、担い手だけでは農地の維持、保全ができないことから兼業農家、高齢者農家等の協力を得ながら、地域で集約化を図り、農地を守る方向性を見出していききたいとのことであります。この回答を受けて、農用地の利用集積については地域内の、特に高齢農家の方で制度のわからない方が多いと思われることから周知の方法等も検討され、さらなる地域への周知、啓発に努めるよう要請しました。

同じく、農業費の農村農業振興費にはこれまで人選が決定していなかった営農専門指導員の報酬240万円が計上されています。

質疑の中で、営農専門指導員の居住地と雇用契約年数についてたどりましたところ、現在は鹿児島市に在住されているが本町出身の方でもあり、勤務によっては実家からの通勤も可能とのことであります。また、契約の期間は可能ならば3年間程度は営農指導を行っていただきたいと考えているが、本人の意向もあることから当面は1年更新で委嘱することになるとのことであります。

同じく、農業費の農業農村振興費には、平成27年度からの第4期中山間地域等直接支払交付金1億3,534万6,000円が計上されています。

質疑の中で、集落協定の構成人員の変動と対象面積等の動向についてただしましたところ、集落協定数は106集落協定で、昨年と変わっていないが、構成人員及び対象面積は若干減少傾向にある。1番の課題は役員のなり手がいないことで、特に会計事務が課題である。県にも会計処理を簡略化できないか相談しているが、国のルールに基づいて進めていることから簡略化は難しい状況であるとのことであります。

同じく、農業費の水田農業対策費にはさつまのうまい米づくり推進事業として、水田圃場の維持改善のために実証モデル圃場をつくり、全体的な質の向上を図ることを目的に、町技連会への委託料50万円が計上されています。

質疑の中で、雑草の多い水田地域に対する技連会による指導の必要性についてただしましたところ、特定の地域において雑草が非常に多いという指摘を受け、その地域については4年前から区の館長、産業部長及び区の役員のところに出向き、地域全体で水稻づくりを進める必要があることから、区内で話し合いを持っていただくようお願いしている。個人の問題ではなく、地域全体で展示圃を設定し、圃場の選定の段階から地域で行っていただくようにしたところである。町としては、人目につきやすい圃場を設定することで町全体の波及効果があると考えているので、4月以降取り組みを進めていきたいとのことであります。

同じく、農業費の畜産業費には全国に誇る和牛の産地としての宣伝用看板設置事業補助金80万円が計上されています。

質疑の中で、宣伝用看板は何カ所設置する計画かただしましたところ、北さつま農協が行う看板設置に対する補助金で町内4カ所に設置する計画であるとのことであります。この回答を受けて主要幹線道路に設置されると思われるが、関係者の利用が多い薩摩中央家畜市場付近も含め、看板の宣伝効果が期待される場所への設置を検討するよう要請しました。なお、ことしは5年ごとに開催される全国和牛能力共進会が宮城県で開催される予定であり、本町からの出品が期待される所でありあります。

次に、7款1項商工費の物産観光費には新たに旅行業者運営費補助金として90万円が計上されています。

質疑の中で、旅行業者が宮之城鉄道記念館に移転した経緯と運営補助金を予算化した理由についてただしましたところ、南国交通トラベルサービス宮之城出張所については平成22年に川内営業所に統合される話があった際に、町としても大きな影響があるとして、観光拠点施設と位置づけている宮之城鉄道記念館に残すよう要望した経緯があり現在にいたっている。これまでも企業努力で運営されてきたが、年間100万円近くの赤字が出ており、昨年5月に運営費の助成について相談があり検討した結果、今回新たに運営補助金の予算を計上したとのことであります。

また、助成を行う期間についてただしましたところ、経営環境がよくなれば助成を行わないという選択肢もある。過去3年間の経営状況等を報告していただき、それらを踏まえ毎年度助成のあり方を判断していきたいとのことであります。

同じく、商工費の移住定住促進費には、新たに移住体験ツアー業務委託料として、96万円が計上されています。

質疑の中で、業務内容と体験ツアーの受け入れ内容についてただしましたところ、今回のツアーについてはターゲットを関東方面に予定しており、株式会社ソラシドエアに募集の告知と航空券の手配までを年間3回委託する計画である。受け入れ内容については、2泊3日で計画しており、町内の紹介、1泊はグリーンツーリズムでの農作業体験を、最終日はそれぞれ応募者の希望に応じて空き家の情報、住宅団地の情報、仕事の相談などへの対応を計画しているとのことであります。

次に、8款1項土木費には町民の居住環境を整備することにより、安全で安心して住める快適な住まいづくりの促進とあわせ、町内に所在する空き家の流動化を促進し、地域資源である空き家の有効活用による豊かな地域づくりに資することを目的として、住宅リフォーム支援事業補助金2,000万円が計上されています。

質疑の中で、平成28年度の申請状況と実績についてただしましたところ、申請125件中1件が対象外、2件が取り下げ、14件が抽選漏れで、一般居住住宅が106件、空き家が2件のリフォーム実績となっている。事業費総額は1億3,084万4,000円となっており、2,000万円の補助に対して約6倍の経済効果につながっているとのことであります。なお、この事業は平成31年度まで継続する計画であることから、抽選で漏れた14件の方については、次年度に実施できないか相談を行っているとのことであります。

次に、10款2項小学校費の学校管理費には町内小学校のトイレの洋式化に係る予算を含む修繕料1,600万円が計上されています。

質疑の中で、トイレの洋式化の割合についてただしましたところ、昨年発生した熊本県の地震で学校が避難所となった際、和式トイレの使いにくさが報告されている。現在の洋式化率は全国では43.3%、鹿児島県では30.5%、本町では19.6%と非常に低い状況である。今回の予算では小学校で30基、中学校で9基の合計39基を改修する計画で、この改修により洋式化率は30.1%まで上がる見込みである。トイレの洋式化については、今後も計画的に進めていきたいとのことであります。

次に、10款3項中学校費の学校管理費には平成31年4月の中学校再編に向けた施設整備に要する経費として宮之城中学校校舎増築等工事請負費4億3,000万円が計上されています。

質疑の中で、校舎増築に伴う空調の施設整備についてただしましたところ、増築する校舎を初め既存校舎も含めた通常教室及び特別支援教室等に冷暖房空調設備を整備する計画であるとのことであります。また、通学費補助の中で、路線バスの定期購入に対しては月額1,200円の保護者負担があることから、再編後の保護者負担の考え方についてただしましたところ、再編に伴う場合は、スクールバスの運行、路線バスの利用、いずれの場合においても保護者負担がないよう平等性の確保に努める必要があると考えている。中学校再編の時点には全体的な通学補助のあり方を整理する必要がある。また、整理に際しては部活動での自転車通学のあり方についても要請を受けているので総合的に検討したいとのことであります。

次に、10款5項社会教育費の文化財保護費には宗功寺墓地の国指定に向けた墓石の実測委託料730万7,000円が計上されています。

質疑の中で、調査の内容と調査状況についてただしましたところ、今年度から実測と発掘調査を実施しているが墓石17基の墓の形やあらゆる方向からの写真を撮影し、掘られている文字などの調査及び墓石のない場所の6カ所の発掘を行い、史跡の経緯がわかる資料がないか調査を行ったところである。平成29年度については残りの墓石18基と石灯籠2基、3カ所の発掘を行い、それぞれの墓の調査結果について報告書を作成し国に提出することになることから、報告書ができる段階ではある程度はっきりした形で史跡の状況を示すことができると考えているとのことであります。

次に、10款6項保健体育費の保健体育施設費には、柏原グラウンドナイター設備の撤去にかかる工事費140万円が計上されています。

質疑の中で、撤去後のナイター設備の設置計画についてただしましたところ、以前から照明施設としての利用もなく、支柱と壊れた照明器具が残っていたことから撤去費用のみを計上するもので、新たにナイター設備を設置する計画はないとのことであります。

一般会計の議案審査に当たっては、本報告書に記載されていない事項につきましても、十分な審査を実施いたしました。

次は、「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」についてであります。

平成29年度からこれまでの上水道事業と旧簡易水道事業である第2上水道事業が統合され一事業会計予算になり、水道料金も統一されたところであります。業務の予定量としては注水件数が1万102件で、対前年度比101件の減、総給水量は214万6,000立方メートルで9,550立方メートルの減となり、要因として給水人口等の減少が影響しているとのことであります。

質疑の中で、埋設後40年以上経過し、老朽管と言われる水道管の現状と今後の布設替えの計画や石綿管についてたどしましたところ、町内全体の水道管の延長は約430キロメートルあり、このうち上水道の老朽管の割合が約7%、第2上水道が約3%である。全国的に老朽管の割合が急速に高くなってきており、特に影響の大きい都市部における大口径の水道管の破裂事故など懸念され、今後大きな課題となってくるとのことであります。今後において、全面的な老朽管等の改良を行うとなると相当の事業規模が予想され、その全てを水道使用料で賄うと料金を大きく引き上げる必要が出てくる。現在では道路改良工事に合わせた布設替えや漏水事故の多い箇所などを部分的に行っているが、将来的な抜本対策については国庫補助事業などの制度的なものを設けてもらい、対応せざるを得ないと考えているとのことであります。また、石綿管については、石綿自体が流れることはないが、耐震的にも弱い面があることから本年度分を含め、計画的に進めているとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順番に、討論、採決を行います。

まず、「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から「議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」までの議案8件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案8件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第6号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から「議案第13号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」の議案8件は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第14号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次は、「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第15号 平成29年度さつま町一般会計予算」は各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案5件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第16号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第20号 平成29年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件は各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第16「議案第23号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第17「議案第24号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第18「議案第25号 平成28年度さつま町一般

会計補正予算（第10号）」、日程第19「議案第26号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第20「議案第27号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第21「議案第28号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」、日程第22「議案第29号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「議案第23号 さつま町職員定数条例の一部改正について」から日程第22「議案第29号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第23号から議案第29号まで一括して提案の理由を説明申し上げます。

まず、「議案第23号 さつま町職員定数条例の一部改正について」であります。これは、さつま町の職員定数を適正な数に改めようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第24号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。これは、児童福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第25号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。これは、災害復旧費に要する経費及び道路新設改良費、総務一般管理費、財政調整基金費、畜産業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,832万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億457万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第26号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。これは、保険財政共同安定化事業拠出金に要する経費及び一般被保険者療養給付費、介護納付金、国保基金積立金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,233万4,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,774万1,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第27号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。これは、一般会計繰り出し金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,881万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第28号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」についてであります。これは、介護サービス給付費に要する経費及び高額介護給付費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,405万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億830万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第29号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1号)」についてであります。これは、農業集落排水施設管理費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,143万8,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明をさせますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第23号 さつま町職員定数条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第24号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第25号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時55分とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時53分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康増進課長（四位 良和君）

「議案第26号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

引き続き、「議案第27号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第28号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第29号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、順番に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第23号及び議案第24号の議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

○平八重光輝議員

議案第23号についてお尋ねいたします。

先般の全協でも少しお尋ねしましたが、職員定数の見直しであります。町長部局を210名から215名、教育委員会のほうを61名から57名、あとは実質に合わせた改正ということですが、この職員定数と有給休暇のあり方、それから代替休暇のあり方、それと時間外労働のあり方についてお尋ねいたします。

有給休暇につきましては、皆さん御存じのように、政府が働き方のあり方を変えようということであるいろいろ検討されております。その中で、有給休暇については、年間最低5日はとりなさいと、5日以下の取得しかできない職場といいますか、人がいらっしやるところについては罰則を設けますというようなのが検討されているようであります。その点数の見直しにおいて、そういうのが解消されるかどうか判りませんが、どうしても休みのとれない職場等があるとすれば、ぜひ、この配置についても検討をいただきたい。

それと、代替休暇についても同じであります。これは、もうちょっとネットで放送されておりますから、詳しくは申しません。ぜひ100%取得ができるようにやっていただきたい。

それと、時間外労働につきましても、先般、各課ごとの時間外数について資料をいただきました。税務課は、申告時期はどうしても時間外をしないと片づかないということで、これは時期的なものやむを得ません。それと、耕地林業課、建設課につきましては、梅雨時期とか台風時期の災害によっては非常に時間外も増えますから、これも季節的なものを含めてやむを得ないところではあります。消防課につきましても、人員配置の件でやむを得ないところもあります。

ただ、ほかの課で、毎月恒常的に相当数の時間外を要する職場については、ぜひ検討をしていただきたいと。

お聞きしましたところ、どこの課もほとんどされているんでありますが、課というより係によって非常に時間外を要するところ、全く必要でないところもあるというふうにお聞きしております。そういう係につきましては、ぜひ、福祉課、介護保健課、それと学校教育課については、時間数も役場の平均からすると非常に多い時間外労働をされております。

ぜひ、この辺は、余り特定の係といいますか、特定の方に比重がかかるようであれば、ぜひ、その辺はまた、職員の配置等も検討していただければと思います。年間約6,000万円ぐらいの時間外手当が支給されているようではありますが、これらも減少にもつながると思います。長時間労働するから、必ずということではありませんが、精神的に、あるいは身体的な疲労等から病気休暇になったり、あるいはもう、ひどくなれば退職等になるやもしれませんので、そういうものの予防という観点からも、ぜひ検討をいただきたいと思いますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

あと2つほどお尋ねいたします。

第25号についてであります……。

○議長（舟倉 武則議員）

それは、まあ、あとで。

○平八重光輝議員

これ、ごめんなさい、あとでします。

以上、今の点についてお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

本会議、全協のときもいろいろ御質問いただきましたけれども、この定数条例の今回の改正でありますけれども、現員数とは、まだこの定数等の間に開きがございますが、現員に合わせた形で解消をする部局もあるところでございます。

今ありましたとおり、非常に、国のほうも電通問題がありましてから、働き方改革というようなことが提唱されております。時間外の関係、労働荷重にならないようにということでございますので、こういったことにつきましては、我々、この市町村の業務におきましても、十分配慮しながら、勤務を行って、効率のよい、やっぱりサービスに努めていくということが大事でありますので、これについてはまた、具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

お尋ねのこの職員定数と有休とか代休とか時間外の関係でございますが、年度初めに、この人事主管課のほうで、各課それぞれヒアリングを行って、そういった業務量と、あるいは、この職員の配置の状況というのは、バランスを考えて十分対応しているところでございます。

先ほどありましたとおり、この時間外の関係につきましても、それぞれ年間のこのトータルのなものも1人当たりどのくらいかということも調査をし、把握をいたしておりますけれども、非常にこの役場の組織の中でも、年間を通じてではありませんけれども、時期的に集中をして業務をしなければならぬということがございます。

そしてまた、臨時、突発的に仕事が発生をして、それに対応をしなければならぬということもあります。災害とかそういうこともあります。税務課とか、あるいは窓口業務の福祉とか介護とか保健、健康増進も、そういったところについては、昼間お客様が非常に頻繁に訪れて、相談事もあるというようなことで、その対応に十分時間を費やさなければならぬというようなことがありますので、やはり通常の業務が、結果的に残業につながってしまう、これはあるかと思っております。

職員によって、特定の人だけにとすることはそんなにないかと思うんですけど、やはり係でその辺は事務分担とか、あるいは協力をしながら、無理がないようにというようなことは配慮をしておりますけれども、特段、まだ特称的にその人じゃないとできないとか、そういうものもあるかとは思いますが、基本的には、お互いに分担をしながら、仕事の分配もしながら、やはりやっていくというのが本来のあり方でありますので。

ただ、人によって残業をよくやっているということも聞く場合もありますけど、そういうことについては、業務の効率的な進め方、あり方というのをしっかりやるようにということで、また注意喚起をいたしているところでございます。

あと、この辺につきましては、さらに人事配置、そういったことについては、常に課長等との人事主管課の方とで連携をとっておりますので、そういう不測の事態が生じるとなれば、相対的な少ない職員数でありますけれども、余り加重にならないような体制を、人事配置をしてまいりたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第23号及び議案第24号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第23号 さつま町職員定数条例の一部改正について」及び「議案第24号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

37ページの環境衛生費の中の減額であります浄化槽設置についてお尋ねいたします。

一般的な事業費につきましては、減額予算は歓迎とまではいきませんが、あつていい予算かもしれないですが、この浄化槽につきましては、環境の保全といいますか、水質保全、川の水質をよくするためには非常に大事なことであります。これについては、追加が出てもいいぐらいの予算ではないかと思いますが、今、860万ということは5人槽であれば20基以上の予算かと思いますが、これを、新築の場合は必ずされますけれども、現在使っていらっしゃる場所では、いろんな制約もあるんですが、ぜひ、合併浄化槽にしていきたいというような啓蒙はどのようなものをされているものか、お尋ねいたします。

それと、もう一つが41ページ、クラスターの事業についてであります。私も現場調査ということで見させてもらいました。非常に大きな肥育といいますか、畜舎ができております。それは、それなりにいいことなんでしょうが、5年、10年あとを考えたときに、生産される牛がそれに見合うようなものが生産されるものかどうか、ちょっと個人的にも心配なところがありまして、非常に、今、牛を飼われる方の大型化はしておりますが、個別に飼われておられる方の年齢が高齢化しておりまして、若い人はなかなかもう牛を飼おうちゅう方はそんなにいらっしゃいません。

そういう中で、高齢化した中で、5年、10年あとに、今のような受給バランスはとれるものか、その辺の見通しというのはどのようなものか、お尋ねいたします。

○町民環境課長（三腰 善行君）

合併処理浄化槽の補助金に係る減額でございますが、当初では100基の予算をお願いをしておりましたが、四、五年前までは120基ぐらいの要求に対して100基程度の設置があったんですが、やっぱり少なくなってきたのが現状でございます。

ことしの見込みを77基というふうに見込んでおりまして、その差額分にかかる分の補助金を減額するというところでございますが、普及の方法ということですけど、一般的にはくみ取りの世帯が整備をするというのが多うございますので、改修の場合は。うちの環境センターのくみ取

りの作業員に、浄化槽補助のチラシ等を持たせて、個別にお願いといいますか、配布をしたり、あるいは、設置に関しましては、事業者の方が手続等も直接、委託というか委任を受けてされることが多いので、設置業者の方々に、同じような助成に係るチラシ等をお渡しして、改修の際の合併浄化槽への移行ということの推進ということも、事業者とともに連携をしながら普及に努めているところでございます。

あと、水質浄化の関係につながるということで、広報紙等の水質循環週間あたりの広報の中で、浄化槽のシリーズといいますか、ページを割いて保全についての啓発を行っているところでございます。

以上です。

○農政課長（上野 俊市君）

今、質問があったところでございますけれども、この牛の関係等につきましては、生産者の小さいところ、小規模の、特にこの生産農家の高齢化等によりまして、非常にこの生産数が減ってきているところでございまして、それを受けまして、町としましても、単独で保留導入事業の推進を図ってきているところでございます。その効果等もありまして、この一定の歯どめがかかってきたものと考えているところでございます。

中規模、それから、この大規模の生産農家に当たりましては、国のこのようなクラスター事業等の非常に大きな事業等を活用しまして、大規模化が進められていく一方、先ほど申しましたように、小規模の生産農家では、どんどんどんどん離れていくというような現象があります。

今後におきましても、この関係等については、地道な努力といいますか、導入を1頭でも進めながら、何とかこの現象に歯どめをかけていきたいという思いであります。5年後、10年後、情勢がまたどのように変わっていくかというのはなかなか難しいわけですが、我々ができることとしましては、そのような取り組みを地道に進めていく必要があるかと考えているところであります。

○川口 憲男議員

町長に1点だけ。この議案第25号のさつま町の一般会計補正予算が最終補正ということで147億ぐらいの歳出が出てきておりますけれども、この中で、財政調整基金に4億の積立金をされた。そして、平成29年の予算の129億の中で、9億ですか、財政調整基金から取り崩しをされて予算編成をされてきたわけですが、当面、予算とこの最終補正を見て比較するのちょっといかがなものかとは思いますが、今後、例えばこの財政調整基金を9億取り崩されて、今度は4億ぐらいは積み立てをすると、5億ぐらいの取り崩しになるのかなとは思いますが、ここの差額に大体十七、八億予算を見たときに差額があるんですが、こういう中で、今後のこの財政状況が当面、平成29年度の推移を見たときに、145億前後で推移するんじゃないかと私は考えるんですけども、そうしたときに地方交付税等の措置もあるかとは思いますが、こういう町の財政を考えたときに、こういう予算の流れ、あるいは資金の流れを今後どのように考えられて、この最終補正を見られて、どのように考えていかれるお考えなのかをちょっとお示ししたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、企画財政課長のほうからお答えをしたと思うんですけども、28年度末で46億6,000万の基金残高、いわゆる財調だけありますけども。これについては、今回4億円積み増しをいたしておるわけですが、やはりこの当初予算でもう既に9億円取り崩しの計画をいたしておりますので、29年度末の今の段階では、37億6,000万余りの見込みになるだろうという予定を立てておりますけども、これから、非常に、おっしゃるとおり、交付税が大

きな財源でありますので、これが減っていくということでもあります。

当初の7割減から3割減に落ち着いてきましたので、幾らかは助かる部分がありますけれども、非常に先行きに不安なところがございます。したがって、やはり行政改革というのは、これからもしっかりと踏まえていかないと、非常に厳しい状況が出てくるだろうというふうに考えております。

当然として、今後のそういった財政状況をしっかりと把握をしていくための財政シミュレーションも、財政計画もしっかり立てることが大事でありますので。なかなか今のところ、先行きが、景気の動向がどうなるかによって、大きく左右されるわけでもありますけれども、こういった依存財源が7割を超えている自治体でありますから、この景気の動向に大きく左右されてくるということは、もう明白な事実でありますので、こういった動向も踏まえながら、しっかりとした財政運営の計画を立てて、安定した行政がずっと続けられるようにやっていくというのが我々の仕事で、使命でありますので、その辺は、今後計画に基づいて、適正な計画をつくって対応していききたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長の答弁のとおり、いろんな行政改革等を行っていきながら、この財政対策ということが非常にこれからも大事になってくると、私も地方交付税での措置がどれぐらい動いていくかなということも提案になったんですけれども、決算にかかわれることがあるかどうか判りませんが、

先般、文化センターの改築等も基金化を設置といたしますか、積立基金を設置するということがされました。当面、町の運営といたしますか、いろんな町の活性化に対しても、町民が望んでいるところは、もちろん、この財政基金を蓄えて町財政をとられていくということも大事、これがもう一番大事だと思うんですけれども、一方、まちの活性化とかいうのを考えられたときに、やっぱりそこあたりにどのような施策が講じられるかということも大事だと思います。

次期の29年度の対策ですから、ここでははっきりとは述べられないと思うんですけれども、先ほど申されたとおり、行政改革等いろんなことを模索していきながら、この財政計画を立てていかれるということでしたので、重ねて要望しておきますけれども。

今、町民の方々も非常に苦しいといたしますか、いろんなことを望んでいらっしゃるけれども、人口減の状況にあって、何を起こしていいのかということも希望をされるところもいると思いますけれども、29年度、30年度に向けて、やっぱりこういう財政計画ももう少し町民にもお示しできるようにしていただきたいと要望しておきます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

6款1項の8目有害鳥獣対策についての頭数の減少、報奨金等の、例えば補助金等含めて減額であったというようなことで、減額の予算が上げられておりますけれども、町もいろんな捕獲自治体との人員構成というような形で、新しく議題でも上げていただいております、積極的な取り組みをしていただいているというふうに変えておられたところでございますが、ここが減額になった要因というものがどうであったのかなというふうには、要するに、被害が少なくなってきたからこうなのか。それとも、被害は拡大しているけれども、それに対策が追いつかないので、この報奨金等が減額になったか、そこいらの原因について御説明いただきたいというふうに思うんですが。

○農政課長（上野 俊市君）

有害鳥獣の関係等についてでございます。有害鳥獣の捕獲の数で申し上げますと、昨年度と比較しまして、イノシシ、鹿、それぞれ約400頭から500頭ほど捕獲の数は減っております。これにつきましては、考える一つの要因としましては、個体数はやっぱり減ってきていると。26年度から集中的に、やっぱりこの事業を取り入れたりしながら捕獲に努めてきておりますので、個体数がやはり減ってきているというのが実態のようでございます。それぞれ猟友会長さんの話を聞きましても、やはり頭数が減ってきているという話を聞いているところでございます。

それと、今回のこの補正の減額につきましては、緊急捕獲事業、国の事業の関係等につきましては、補助金等の関係がございまして、頭数につきましては、1月末の頭数の累計で計算をしなくちゃならないということで、補助金の確定に伴う減ということでございまして、先ほど来申しますように、全体的に頭数は減ってきていると。

ただし、やはり今、ワイヤーメッシュ等、地域でいろいろと設置をしてきていただいておりますが、そのワイヤーメッシュのまた周辺に出てきているというような実態もございまして、ここにつきましては、29年度設置いたします実施隊等も有効的に活用しながら、さらなるこの捕獲にまた努めていきたいと考えているところであります。

○米丸 文武議員

了解しました。実際の被害というものの自体が、頭数によって、生息の数が減ってきて、被害が少なくなっていくことは本当にありがたいこととございますし、また、事業の取り組みの成果であるというふうに喜ぶわけでございますけれども、現実のところ、個体数は減ってきたけども、被害自体の実態というものもいろいろ気になるわけとございまして、また、先ほど言いましたように、今度、捕獲実施隊等の取り組みをしていただいておりますので、今後とも積極的にこの被害減少のために取り組んでいただきますよう、要望して終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

今の鳥獣対策の関係で、イノシシ、鹿の関係は、確かに猟友隊といいますか、そういう捕獲隊の努力によって捕獲されて減っているという説明でございましたが、近ごろ猿の被害なんかの情報を得ていないんですが、実際、さつま町内のそういう猿の被害、そしてまた、28年度猿の捕獲云々という頭数的なものというのは、判っておれば、また教えていただきたいと思います。

○農政課長（上野 俊市君）

猿の関係等につきましては、旧薩摩地域の求名、それから永野周辺等で散見されるということで、被害等も若干出ているところではございまして、求名のところに囲いわなを設置しまして、この捕獲にも努めているところでございます。

さらには、猿の遊動域を探るということで、発信器をつけまして、その猿の行動範囲をしながら、被害が出そうなところには、あらかじめそういうわなを設置するとかという方法も今とっているところでございます。

猿の関係等について、28年度につきましては、約13頭、これは実績見込みでございますけど、13頭予定といいますか、そのような数字でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第25号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号から議案第29号までの議案4件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第26号から議案第29号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案4件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第26号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から「議案第29号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件は原案のとおり可決されました。

△日程第23「議案第30号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第23「議案第30号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第30号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について」であります。

これは、大鶴ゆうゆう館新築工事について、去る3月13日、入札を執行いたしましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、商工観光課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

それでは、「議案第30号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について」説明をさせていただきます。議案集は30ページになります。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第30号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について」を採決します。お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第30号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負契約の締結について」は可決しました。

△日程第24「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦
について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第24「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、宮田和子氏が平成29年3月31日付をもって、任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民環境課長（三腰 善行君）

それでは、議案集の31ページでございますが、「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について」説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

△日程第25「議案第32号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第26「議案第33号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第27「議案第34号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第25「議案第32号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第27「議案第34号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括

して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、まず、「議案第32号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち北原美義氏が、平成29年5月9日付をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任しようとするもので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、「議案第33号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち山口正展氏が、平成29年5月9日付をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任しようとするもので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

最後に、「議案第34号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。さつま町固定資産評価審査委員会補欠委員の満園清文氏が、平成29年5月9日付をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任しようとするもので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、議案第32号から議案第34号までのさつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案3件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、順番に討論、採決を行います。

まず、議案第32号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。「議案第32号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第32号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

次は、議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。「議案第33号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第33号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

次は、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。「議案第34号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第34号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

△日程第28「報告第1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、日程第29「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第28「報告第1号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第29「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告2件を一括して議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、報告2件を終わります。

△日程第30「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第30「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

行財政改革対策調査特別委員会が調査中でありました事項について、特別委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（岩元 涼一議員）

行財政改革対策調査特別委員会のこれまでの調査及び審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、平成25年第2回定例会において、行財政運営の健全化及び行政改革の推進等の取り組みについて調査研究するため設置され、平成25年6月21日に第1回目の会議を開催して以来、計7回の委員会を開催いたしました。

この間、第2次さつま町行政改革推進計画、第2次さつま町行政改革大綱に基づく取り組み事項の実績、第3次さつま町行政改革大綱及び第3次さつま町行政改革推進計画等について執行部から説明を受け、議論、調査を実施してきたところであります。我々議員は、本年4月23日に任期満了を迎えることから、この報告をもって当特別委員会の最終報告とするものであります。

まず、本町行政改革に関する調査及び審査の経過についてであります。

平成22年度から26年度まで実施した第2次さつま町行政改革大綱では、4つの柱を定めて、行革の推進に取り組んできております。

持続可能な財政基盤の確立では、経常収支の比率が平成17年度の100.4%から平成26年度の87.2%へと改善されております。

組織機構の再編と人材育成では、総合支所を支所に変更し、事務事業の見直しと民間委託の推進では、事務事業評価システムの構築、公の施設の管理計画等を策定しております。

町民参画と協働のまちづくりでは、地区座談会及び住民説明会の開催、公民会合併等の取り組みを行っております。

第1次から第2次までの10年の実施期間中、本町の行政改革は一定の成果を上げているとの実績報告を受けたところであります。

第3次さつま町行政改革大綱についてであります。これは町の最上位計画である第2次さつま町総合振興計画を進めるため、今後の行政改革の基本的な方針となるものであります。

具体的な取り組みとしては、第3次さつま町行政改革推進計画を策定し、町の振興計画の基本施策と関連づけながら一体的な推進を図ろうとするもので、期間は平成27年度から平成31年度までの5年間です。この計画は第3次行革大綱に定められた4つの柱と11の推進項目に基づき、各種取り組み目標を掲げ進めていくもので、進行管理については事務事業評価システムを活用し、進捗状況などを検証していくとのことでもあります。

質疑の中で、第3次行革大綱では、1つ目の柱、将来にわたる財政の健全化の推進項目、特別会計等の健全化において、地方公社の経営健全化を上げているが、かつて町長は、土地開発公社のあり方について、今後は、規模縮小あるいは解散する方向で検討したいとの答弁であった。第3次行革推進計画の期間中、公社の経営健全化計画や組織の見直しをどのように進めていくのかただしましたところ、町長としても、公社を最終的には解散する意向であるが、現時点で多くの土地、資産を保有し、また、未開発の土地も残っている状況であるため、今後は新たな用地の取得など行わず、当初の目的どおりに工業団地や住宅団地の開発終了後、資産を売却し、最終的には、組織の解散に向け進めたいとの説明であります。

この説明を受けて、第3次さつま町行政改革推進計画は第2次さつま町総合振興計画の前期5年間に取り組むべき事項を示し、実行するものであり、この期間中、具体的な目標を定めて計

画の基礎をつくることが大変重要である。公社は取得した土地の保有期間が長期化するなど、経営の健全化が厳しい状態にあり、町の一般会計から毎年3億円もの無利子貸付金が支出されている状況を考えると、民間への資産売却の迅速化など、早急に抜本的改革を図る必要がある。また、全国的にも土地開発公社の存廃の検討が進められ、多数の公社が解散または解散を予定している中、本町としても、第3次行革大綱に基づき、今後の公社のあり方について十分検討を行うよう要請したところであります。

次に、組織づくりと人材育成についてであります。職員の定数管理については、第3次行革大綱に基づいた第3次定員管理計画に沿って、平成27年度から36年度までの10年間で20人を削減し、目標人員を305人とする定員管理計画を進めていくとのことでもあります。

質疑の中で、前期の定員管理計画では、平成27年度までの10年間に職員定数を100人削減し、計画目標であった325人を達成しているが、今回の第3次定員管理計画では、さらに20人削減した305人を最終目標としている。急激な職員削減は、職員1人当たりの事務量を増加させ、住民サービスの低下を招くおそれがあるが、この目標達成に向けどのように取り組むのかたまたましたところ、指摘のとおり、第3次定員管理計画の目標達成は、非常に厳しい道りであると認識している。毎年、国や県からの権限移譲に伴い、担当職員の事務量が增大していることから、幾ら業務の合理化を進めても、近い将来限界を迎えるのではないかと危惧するところである。

一方で、地方公務員の再任用制度が開始されたことから、今後は60歳で定年退職した職員が持つ豊富な知識と経験を積極的に活用していきたいと考えている。また、各課の事務量についてもヒアリングを行い、職員配置の見直しや組織機構の再編を実施しながら、住民サービスを低下させることなく、定員管理計画の目標達成に向けた取り組みを進めていきたいとのことでもあります。

次に、効果的・効率的な行政運営についてであります。公共施設等の管理については、公共施設の管理のあり方について検討するため、固定資産の状況把握やインフラ資産の取得情報、評価に関する考え方を整理しながら、公共施設等総合管理計画の策定に向けて準備を進めているところでもあります。

町民サービスの向上については、一般廃棄物処理業務及び学校給食センターの民間委託の検討をしております。民間委託するに当たり、施設の改修や時期、人的体制等について協議しているとのことでもあります。

次に、町民参画と協働のまちづくりについてであります。町民の主体的活動と協働の推進として、ボランティア活動や公民会合併等を促進していくとのことでもあります。平成27年度は、地域づくり活性化計画の見直し年度であったことから、今後5年における本計画が町内20区で策定されています。また、持続可能なコミュニティの形成を目指すため、今後も公民会合併の支援措置を講じる必要があるとのことでもあります。

男女共同参画社会の推進については、男女共同参画推進員の委嘱や庁内のDV相談体制を構築し、男女いきいきしあわせプランの次期計画の策定作業を進めているところでもあります。

女性委員の登用率の向上については、平成27年度実績は15.7%でありましたが、これを、平成31年度には20%以上とすることを目標としております。

次に、さつま町の財政状況についてであります。平成27年度の歳出決算額は143億8,300万円、前年度比9,500万円の増額となっております。

本町は、消防業務や衛生処理業務等を一部事務組合ではなく単独で運営していることから、全国の類似団体と比較すると、決算の規模が大きくなっているとの説明であります。

新町の発足以来、財政健全化に向けた行政改革の取り組みによって、地方債残高の減少、基金の増額、財政指標の改善など一定の成果が出ておりますが、今後も普通交付税を中心とする財源不足が見込まれるため、将来の大規模事業も視野に入れながら、計画的な予算執行に努めていくとの説明であります。

質疑の中で、本町の財政力指数は、平成27年度決算で0.33、県内の町村では上位であるが、全国の類似団体と比較すると低い状況である。普通交付税も年々縮減していく中、本町の財政力を高めるため自主財源の確保が非常に重要と思われるが、第3次行革大綱にも掲げた将来にわたる財政の健全化、中長期的な財政計画の策定について、どのように取り組むのかただしましたところ、財政計画について、現在見直しを行っているところである。これまでも公債費負担適正化計画に基づき、普通建設事業の枠の設定など実施しているが、現在約30%ある自主財源を公平、公正に確保するためには、債権管理を強化する必要があると考えている。コンビニ収納の開始など収納体制の充実や、使用料、手数料について応分の負担を求める公共施設の料金見直し等に取り組んでいきたいとのことであります。

また、普通交付税については、国の激変緩和措置により合併算定替えが終了したあとも7割程度、約19億円が確保される見通しであるが、あくまでも現在の試算であり、将来、国の交付税の全体額が減少することも考慮した中長期の財政計画を今年度中に作成するとの説明であります。

以上、これまでの経過と結果について報告申し上げましたが、新しく構成される議会においても、住民視点の身近な課題を町政に反映させ、住民の町政への関心や住民参加を促進するため、議会改革のさらなる推進を望むものであります。

また、町当局におかれましては、第3次行政改革大綱に基づく行財政運営の健全化及び行政改革の推進等について、今後も引き続き積極的に取り組まれるよう要請します。

以上で、行財政改革対策調査特別委員会の最終報告といたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、委員長に対する質疑を行います。ただいまの行財政改革対策調査特別委員会の報告に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで、行財政改革対策調査特別委員会報告の件を終わります。

△日程第31「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第31「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とす

ることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、会議を閉じ、これをもって平成29年第1回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午後0時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 木 下 敬 子

さつま町議会議員 宮之脇 尚 美

